

特別支援教育ワーキンググループ取りまとめ（案） ※会議後修正

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/105/mext_00001.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

初等中等教育分科会

>

教育課程部会 特別支援教育ワーキンググループ

> 特別支援教育ワーキンググループ取りまとめ（案）※会議後修正

特別支援教育ワーキンググループ取りまとめ（案）※会議後修正

令和8年8月3日

特別支援教育ワーキンググループ

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育ワーキンググループにおける取りまとめ（案）をお知らせいたします。

特別支援教育ワーキンググループ取りまとめ（案）※会議後修正（PDF:3.2MB）

お問合せ先

初等中等教育局特別支援教育課指導係

電話番号:03-5253-4111（代表）

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

特別支援教育WG 取りまとめ（案）

目次

1. 特別支援教育をめぐる現状と改訂における基本的考え方

- (1) 特別支援教育の意義と現状
- (2) 今回の改訂における基本的考え方

2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校における改善の方向性

- (1) 基本的考え方
 - ① 幼・小・中・高等学校における現状・課題
 - ② 重層的な指導・支援の考え方を踏まえた方策
- (2) 合理的配慮の提供を促すための方策
 - ① 合理的配慮の提供と基礎的環境整備に関する現状
 - ② 基礎的環境整備の理解の促進に向けた方策
 - ③ 合理的配慮の提供を促すための方策
- (3) 通級による指導における改善の方向性
 - ① 通常の学級の学びと通級による指導の連携
 - ② 通級による指導を受ける場合の特例的な取扱い
- (4) 特別支援学級における改善の方向性
 - ① 特別支援学級の現状
 - ② 特別支援学級の質の確保に向けた方策
- (5) 高等学校における改善の方向性
- (6) 幼稚園における改善の方向性
- (7) 障害種ごとの「配慮事項」
- (8) 交流及び共同学習

3. 特別支援学校における改善の方向性

- (1) 知的障害者である子供たちに対する教育課程の改善
 - ① 基本的考え方
 - ② 情報活用能力の抜本的強化に向けた方策
 - ③ 目標及び見方・考え方、資質・能力の構造化
- (2) 自立活動の充実に向けた方策
 - ① 自立活動の位置付け
 - ② 子供主体の視点に立った自立活動の更なる展開
 - ③ 自立活動の内容等の示し方
 - ④ 実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方
- (3) 総則等の構成・記載の在り方
- (4) 障害種ごとの「配慮事項」
- (5) 学習・指導・評価の改善充実の在り方
- (6) 高等部の充実
- (7) 交流及び共同学習
- (8) 特別支援学校のセンター的機能の充実

1. 特別支援教育をめぐる現状と改訂における基本的考え方

(1) 特別支援教育の意義と現状

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものとされている。
- また、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要。そのためには、障害の有無にかかわらず子供たちが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが不可欠である。
- そのためにも、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中・高等学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われることが必要である。
- 少子化による児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識・期待の高まり、また、各学校・設置者の努力・創意工夫により、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校のいずれにおいても、特別支援教育を受ける子供の数は増加の一途をたどっている。このことは、特別支援教育のそれぞれの学びの場が、障害のある子供たちにとって単なる学びの場を超えて、障害の状態等を踏まえつつ、全人格的な発達・成長を保障し、安全・安心な居場所・セーフティーネットとしての役割を果たしており、障害の種類や程度等に関わらず全ての障害のある子供たちを学校教育制度に包摂するための不可欠な役割を果たしていることの表れであると考えられる。

- さらに、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合も増加している。そのため全ての通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等が在籍している可能性があることを前提として、特別支援教育の取組を進めることが求められている。

(2) 今回の改訂における基本的考え方

- 次期学習指導要領等においても、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援について更なる取組の深化を図ることで、障害のある子供たちの「深い学び」を確かなものとし、障害のある子供たちを包摂する柔軟な教育課程を推進することが必要である。その際には、学校現場の持続可能な在り方を追求し、実現可能性を確保した方策とすることが重要である。
- その際、障害者基本法及び「障害者差別解消法」(※1)においては、障害者について、「社会モデル」(※2)の考え方も踏まえた捉え方がされており、心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされている。この考え方は、世界保健機関（WHO）による「国際生活機能分類（ICF）」の整理を踏まえ、障害の状態を「医学モデル」(※3)と「社会モデル」の両者を統合して障害を把握するものであり、これからの特別支援教育においては、このICFの視点を踏まえ、「社会モデル」の考え方も取り入れた取組の充実が必要である。

(※1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(※2) 障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方

(※3) 障害を病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生ずるもので、個人の問題として捉える考え方

2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校における改善の方向性

(1) 基本的考え方

① 幼・小・中・高等学校における現状・課題

- 特別支援教育を受ける子供の数は急増しており、通級による指導を受ける子供の数、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子供の数、いずれも急増している。このことは、特別支援教育に対する理解や認識・期待の高まりの一方で、障害のある子供たちも、通常の学級で学ぶことが可能な子供は通常の学級で学ぶという前提が十分に理解・共有されていない実情もある。
- 障害のある子供たちの指導・支援に当たっても、まずは通常の学級における取組が起点となるが、こういった取組について学校現場や教育委員会、さらには保護者に十分に理解されているとは言い難く、指導主事による各教科等の指導助言においても十分に取組われていない実態もある。
- また、多様な子供がいることを前提とした授業づくりや学級・集団づくりや通常の学級に在籍する障害のある子供たちへの個別的な支援が十分ではないこと、特別支援教育に係る教師の専門性が十分でないことや、他方で特別支援教育を含め様々な要望・期待に対して学校や教師の負担が増大している状況等も相まって、障害のある子供たちに対する包摂的な取組が、障害のある子供や保護者から見ると不十分なように映るような現状がある。
- こういった状況に対し、平成25年の就学先の決定に関する制度改正により、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の子供が小・中学校に一定程度就学している一方で、通常の学級を学びの場とすることが適切と思われる場合であっても特別支援学級を学びの場とする子供や、小・中学校を学びの場とすることが適切と思われる場合であっても特別支援学校を学びの場とする子供が増え続けている現状がある。
- このため、各学校段階において、実現可能性の観点を踏まえつつ、障害のある子供たちを包摂した教育を実現するため、「重層的な指導・支援」の考え方に基づく指導・支援に取り組むことが必要である。

② 重層的な指導・支援の考え方を踏まえた方策 補足イメージ①参照

- まずは通常の学級において、障害のある子供たちをはじめ様々な面で配慮が必要な子供たちが在籍していることを前提として、全ての子供に対する多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくり、教室・学習環境の整備を進めていくことが必要となる。その際には、デジタル学習基盤を活用することにより、こうした取組が促進されと考えられる。
- その上で、障害の状態等を踏まえた個別的な支援が必要な子供たちに対して、指導内容・指導方法の工夫に取り組むことが必要である。その際には、特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ、校内委員会による組織的な対応が必要であり、国においては、校内委員会の位置付けや役割の明確化を図るとともに、こうした工夫について学べる研修コンテンツや教師向けの資料等の提供、好事例の周知に取り組むことも必要である。
- さらに、通常の学級だけでは指導・支援が困難な子供たちに対して、通級による指導を実施することが必要であり、その上で、障害の状態等を踏まえ、通常の学級では指導・支援が困難な子供たちについては特別支援学級において指導を実施するといった、教育的ニーズを踏まえた段階的なプロセスによる学びの場の検討が必要である。
- なお、それぞれの場の教育において、本人・保護者の意向を踏まえ、必要がある場合には、建設的対話による合意形成を通じて、合理的配慮の提供を行うことが必要である。
- 個別の指導計画のうち、各教科等の指導に係るものについては、各教科等の指導に当たっては、「困難さ」に応じた指導内容や指導方法の工夫が必要であるが、教師から見える表出した「困難さの状態」への対応にとどまり、その背景にある「困難さが生じる要因」に十分に目が向けられない状況があることも踏まえ、困難さが生じる要因に目を向けた上で、それに基づく手立てを実施する考え方や事例等を示していくことも必要である。

2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校における改善の方向性

(2) 合理的配慮の提供を促すための方策

① 合理的配慮の提供と基礎的環境整備に関する現状

補足イメージ②参照

- 合理的配慮の提供は障害のある子供たちを包摂する観点からも不可欠な視点であり、学校側の対応も進んできているが、他方で、合理的配慮の提供に積極的に取り組んでいる小・中学校の割合は一部にとどまっており、地域間の差も大きい現状がある。
- 現行の学習指導要領においても、障害のある子供たちに対する指導内容や指導方法の工夫に関して記載がなされているが、教師による指導上の工夫としての記載であり、障害のある子供たちが教育内容・方法に関して合理的配慮を求める場合との関係は、必ずしも明らかになっていない。そのため、合理的配慮の提供に関する理解が十分に進んでいない状況も生じている。
- また、1人1台端末などのデジタル学習基盤が整備されたことで、ICTの活用は合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備として位置付けられるものとなったが、特別な支援を要する子供たちへの学習活動でのICTの活用が進んでいない学校や、1人1台端末に装備されたアクセシビリティ機能等を十分に活用しきれていない学校もあるなど、デジタル学習基盤を生かし切れていない実態があり、個々の教育的ニーズへの対応を合理的配慮の提供に係る個別対応のみで想定するがゆえの業務への負担感・不安感に繋がっている。

② 基礎的環境整備の理解の促進に向けた方策

補足イメージ③参照

- デジタル学習基盤は、様々な困難さが見られる障害のある子供たちにとって学びの機会を保障するものであり、学びの主體的な調整を図るためにも不可欠なものである。そのため、合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備に位置付くものとして、その意義を総則等で明記することが必要である。
- また、障害の状態等に応じ、アクセシビリティ機能や入出力支援装置を適切に活用することや、個別の学習ツール等を学習活動に柔軟に取り入れることも示すことが必要である。導入にとどまらず、主體的な学びに寄与するものとなるよう、国においては、デジタル学習基盤の活用に当たっての分かりやすい例を提示するなどの方策も必要である。

③ 合理的配慮の提供を促すための方策

- 障害のある子供たちにとって、合理的配慮の提供を求めることは、社会的障壁を取り除くために必要なものであるだけでなく、自己の学習を主体的に調整するためにも必要なものであり、障害のある子供たちの自己選択・自己決定に資する資質・能力の育成という観点からも重要なものである。
- そのため、合理的配慮の提供について更なる理解を図り、実現可能性の観点を踏まえつつ促すための方策として、各学校段階の学習指導要領等の総則において、本人・保護者からの意思の表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成を通じて、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行う旨を位置付けることが必要である。
- その際、設置者・学校と本人・保護者の意見の違いが大きい場合があることも踏まえ、建設的な対話による合意形成に資するよう、解説等において、以下のような合理的配慮の提供を進めるための考え方や、具体的な合意形成に向けたプロセスについて、分かりやすく示すことが必要。
 - 学習内容の変更・調整や、情報保障や教材の配慮といった合理的配慮として考えられる観点
 - 過重な負担の基本的な考え方（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約、費用・負担の程度、学校種・学校規模や自治体の財政規模といった観点）
 - デジタル学習基盤を含む基礎的環境整備との関係 など
- また、合理的配慮を受ける子供が「特別扱い」されていると捉えられ、学校やクラスの中で孤立しないよう、学校全体で組織的に取り組むとともに、多様性を尊重した学習者主体の授業づくりや心理的安全性を確保する学級・集団づくり、個に応じた学習過程の充実が必要な旨を示すことも必要。
- また、合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画の中に確実に記載するとともに、学校間で確実な引継ぎを行うことの重要性を明示すべきである。
- 高等学校の入試において、障害のある生徒に対する受検上の配慮を更に進めるためにも、文部科学省が作成している「高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料」について、デジタル学習基盤の活用等を含む配慮の例を提示するなどの見直しも検討する必要がある。

2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校における改善の方向性

(3) 通級による指導における改善の方向性

① 通常の学級の学びと通級による指導の連携 補足イメージ④参照

- 小・中・高等学校における通級による指導は、通常の学級での学習活動や学校生活を円滑に進めることを目指すものであり、通常の学級において障害のある子供たちを包摂するための取組として不可欠なものである。
- しかしながら、教育的ニーズを十分に精査・整理することなく、通級による指導を実施している学校も見受けられ、また、通常の学級における対応や支援策に十分に取り組むことなく、障害の状態等を踏まえた対応を通級による指導に任せてしまうといった傾向が一部に生じている。
- 他方、自治体によっては、通級による指導の利用についてのハードルが高く、特別な指導や支援を必要とする子供たちが、困難さを有したまま通常の学級に取り残されてしまい、学習や学校生活に支障をきたすといった状況も生じている。通級による指導を実施している学校が一部にとどまっている自治体もあり、本来であれば通級による指導を受けながら通常の学級に在籍することが想定される子供たちが、特別支援学級を学びの場としているような状況もある。
- このような状況を踏まえ、通級による指導については、「重層的な指導・支援」の考え方を踏まえ、通常の学級での教育活動における配慮や手立てを実効的なものとするために実施するものであることを明らかにすることが必要である。
- その上で、通級による指導において、自立活動を取り入れることや、自立活動の指導と通常の学級における各教科等の指導をより密接に関連させることが重要である旨を示すことが必要である。
- 通級による指導の利用に当たっては、子供たちの教育的ニーズを十分に踏まえることが必要であり、校内委員会による組織的な見立ての下、専門的な知見を踏まえつつ、子供たちの教育的ニーズを踏まえた総合的な見地から判断することが必要である旨を指針等として示すことが必要である。

② 通級による指導を受ける場合の特例的な取扱い

補足イメージ⑤参照

- 通級による指導を受ける子供たちは、各教科等の学びは通常の学級で進めていくこととなるが、内容・単元によっては、障害の特性や状態等によって障害のない子供と同一の内容や進め方では困難が生じる場合があります、教科の内容を十分に理解できず、学習についていけない状況も生じている。
- こういった状況に対して、現行では教育課程上の対応は困難であり、合理的配慮の提供の観点や、通常の学級において障害のある子供たちを包摂する観点を踏まえると、更なる制度の柔軟化が課題となっている。
- そのため、通級による指導を受ける場合の特例的な取扱いとして、
 - 自立活動の指導を実施した上で、通常の学級における少人数指導等では障害の特性等を踏まえると対応が困難な場合の特例的な措置として、教科の内容の一部について、理解できず学習が遅れがちとなったり、他の子供たちと同じように学ぶことに困難をきたしている場合等において、困難さの状態に対する手立てとして特に必要な場合においては、合理的配慮の提供の観点から、学校側に過重な負担が生じない範囲で、かつ、教師の持ち授業時数の増につながらないよう指導期間を一定期間に限るなど働き方改革にも留意した上で、各教科の指導を行うこと
 - 障害の状態等を踏まえ、通常の学級において受ける授業を含め、各教科等の学習内容の変更・調整が必要な場合には、合理的配慮の提供の観点から、学校側に過重な負担が生じない範囲で、本人・保護者と十分に意思疎通を図りつつ、かつ、系統性・関連性に留意しつつ、各教科等の目標・内容の一部を障害の状態等を考慮したものに替えることを可能とすることが考えられる。なお、これらの教育課程の特例的な取扱いには、設置者の定めるところにより実施するものと整理することが妥当である。
- 通級による指導の授業時数については、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた柔軟な対応を可能とするため、小・中学校に係る下限について定めることはせず、1年間の中でも、教育的ニーズの変化を踏まえた弾力的な運用を促す旨を示すことが考えられる。

2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校における改善の方向性

(4) 特別支援学級における改善の方向性

① 特別支援学級の現状

- 特別支援学級をめぐるのは、自閉症・情緒障害学級や知的障害学級を中心として在籍者が急増しており、こうした中、特別支援学級における特別の教育課程の編成が正確な理解を欠いたまま編成されている実態や、交流及び共同学習として、必要な支援を受けることなく、大半の時間を通常の学級で学んでいる子供たちがいることなどの課題が生じている。
- その背景として、学校側や保護者側の双方に、通常の学級における障害のある子供たちに対する指導・支援の難しさや不安感が生じており、子供たちの教育的ニーズを十分に精査・整理することなく、特別支援学級を学びの場としている学校も見受けられる。こうした中、必ずしも特別支援教育に関する専門性を持ち合わせていない教師が特別支援学級を担当する状況も生じており、具体的な指導のイメージを持ちやすくするためにも、特別支援学級における学びの在り方について、分かりやすく示すことが必要である。
- 特に、特別支援学級においては、障害の程度等が様々な異学年の子供たちが同一の学級で学んでおり、子供の障害の状態等によって教科ごとに適用される教育課程が異なっているなど、同一学級内で複雑な教育課程の編成・実施が求められている。実際の指導に際しては、小集団による指導や個別指導を組み合わせながら並行して学習が進められている現状がある。
- こういった特別支援学級特有の指導方法に対しては、学校現場から難しさを感じているとの声も上がっている。また、特別支援学級や通級による指導においては、障害種に応じた基本的な対応や配慮すべき事項等の考え方が示されておらず、学校現場に対応が委ねられてきたことにより、子供たちの障害の状態等に応じた配慮や手立てが十分に行き届いていない状況も指摘されている。
- 他方、子供たちの教育的ニーズや必要な支援の内容について十分な整理がなされないまま、機械的に特別支援学級を学びの場とする決定を行っている市区町村教育委員会があり、適切な就学先決定を促す必要がある。

② 特別支援学級の質の確保に向けた方策 補足イメージ⑥参照

- 特別支援学級の教育課程については、通常の学級との連続性を踏まえ、小・中学校の見直しの方向性を踏まえた充実を図ることが必要（調整授業時数制度の適用等）。その上で、特別支援学級の教育課程の編成・実施に関する基本的な考え方について、「重層的な指導・支援」の考え方を踏まえつつ、これまでの優れた実践をもとに整理することが必要である。例えば、
 - 子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じた指導方法の工夫や学習環境の設定、学習活動や学習課題の提供等により、子供たちが自ら学習が最適となるよう調整していくための支援が必要であること
 - 特別支援学級特有の学びを進めていくためには、デジタル学習基盤の活用が不可欠であり、教師は適切な配慮や手立てを講じながらデジタル学習基盤の活用を促すこと、障害の状態等に応じてアクセシビリティ機能や入出力支援装置の活用を促進すること、障害の状態等を踏まえた個別の学習ツールによる支援などの方策を講じることが期待されること
 - 通常の学級の子供たちと交流及び共同学習を通じた協働的な学びを進めることは、特別支援学級の子供たちにとって、周囲の子供たちと共に育つ中での成長が期待されるものであること
 - 自立活動の指導を行うための時間を適切に設けた上で、教育活動全体を通じて自立活動の指導を行う旨を明らかにすること
- 他方、市区町村の教育支援委員会における就学先決定において、本人・保護者の意向を踏まえつつ、「重層的な指導・支援」の考え方を踏まえた多角的な視点で総合的な判断による決定に向けて、国において指針等を策定し、明確化することが必要である。
- 特別支援学級ではなく通常の学級を学びの場とすることが適切と思われる子供については、通常の学級の中で指導できる体制を整備することにより、通常の学級での特別支援教育の専門性を確保することが必要。こうした子供たちを通常の学級の中できめ細かく指導できるような指導・運営体制の在り方について、将来的な制度的対応も含むあらゆる対応策を見据えて、国において検討を進めることが必要である。

2. 幼稚園・小学校・中学校・高等学校における改善の方向性

（５）高等学校における改善の方向性 補足イメージ⑦の参照

- 高等学校においても、障害のある子供たちが数多く在籍しているが、障害の状態等を踏まえた教育課程の編成に課題がある。
- 「重層的な指導・支援」の考え方を踏まえた対応は高等学校においても必要であり、まずは通常の学級において、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくりに取り組み、その上で、一人一人の教育的ニーズに応じた個別的な対応や通級による指導を行うことが必要である。
- さらに、高等学校において、障害の程度が比較的重い生徒を受け入れている場合において、障害のある生徒の教育的ニーズを踏まえた教育活動を積極的に推進するための教育課程の柔軟化を含めた取扱いについて、将来的な制度的対応を見据えた検討を進めることが必要である。
- そのため、まずは各自治体における先導的な実践を後押しし、研究開発的な視点も踏まえた知見の蓄積が重要。障害の程度が比較的重い生徒を受け入れており、障害のある生徒の自立と社会参加に向けた教育活動に積極的に取り組んでいる高等学校において、特に必要な場合においては、障害の状態等に応じた教育課程の編成・実施を可能とする新たな特例制度を創設し、将来的な対応を見据えた先導的・実証的な取組を進めるべき。

（６）幼稚園における改善の方向性

- 幼稚園においても、合理的配慮の充実を図っているが、基礎的環境整備にばらつきが大きく、また、園内の支援体制の整備や関係機関に対する専門的な助言・援助の要請、個別の教育支援計画の作成や個別の指導計画の作成については、十分に対応できていない。
- 幼稚園においては、全ての幼児一人一人の発達の特長や興味・関心等に応じる幼児教育の基本の下、「重層的な指導・支援」の考え方を踏まえ、多様性・包摂性を尊重した指導・支援を進めるとともに、その上で、個々の幼児の障害の状態等を踏まえた個別的な支援としての指導の工夫に取り組むことが必要である。

- その上で、基礎的環境の整備を促すとともに、合理的配慮の提供が確実に行われるよう、必要な規定を行うべき。また、障害のある幼児に対する個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を一層推進するとともに、個別の教育支援計画に合理的配慮の内容を記載することにより、園内での共通理解と小学校への確実な引継ぎを図ることが必要である。

（７）障害種ごとの「配慮事項」 補足イメージ⑧、⑨参照

- 特別支援学級や通級による指導における質の確保を図る観点から、障害種ごとの基本的な対応や教育活動全般にわたる主な配慮事項について、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に資する基本的事項として示すことが必要である。
- その際、合理的配慮の提供との関係についても整理するとともに、特別支援学級や通級による指導における全国的な教育水準の保障の観点から、その示し方についても併せて整理することが必要である。

（８）交流及び共同学習

- 幼・小・中・高等学校の交流及び共同学習については、
 - 通常の学級に障害のある児童生徒等が数多く在籍しており、相互に正しい理解と認識を深めることが期待されること
 - 特別支援学級の子供たちと通常の学級の子供たちが交流及び共同学習を通じた協働的な学びを進めることで、相互理解や認識が深まることが期待されること
 - 特別支援学級の子供たちが必要な配慮を受けることなく多くの時間を通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること
 これらの趣旨について、改めて国において示すことが必要である。
- 特別活動WGで議論されている通り、重層的な指導・支援における「多様性・包摂性を尊重した生活づくり」は、特別活動が教育課程上の「核」を担うものであり、交流及び共同学習は、学校行事や学級活動をはじめとする特別活動においても、一層重視することが必要である。

3. 特別支援学校における改善の方向性

(1) 知的障害者である子供たちに対する教育課程の改善

① 基本的考え方

- 特別支援学校においては、特に知的障害者である子供の数が増加しており、深い学びを確かなものとするとともに、特別支援学校の現場の状況を踏まえた実現可能性のある取組を進めていくことが必要である。
- 知的障害者である子供たちに対する各教科においては、幼・小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視しつつ、発達の段階や知的障害の学習上の特性や、「主体的・対話的で深い学び」の実装を進める趣旨を踏まえた対応が必要であり、段階別に目標・内容を示すことについて引き続き必要である。

② 情報活用能力の抜本的強化に向けた方策 補足イメージ⑩参照

- 知的障害者である子供たちに対する情報活用能力の取扱いとして、
 - 小学部では、授業時数や指導内容の具体が示されていない
 - 中学部では、指導内容が機器の活用にとどまっていること
 - 小学部から高等部までの指導の体系が明確になっていないこと等の状況がある。
- そのため、学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえつつ、情報活用能力について適切に取り扱うこととする。その際、
 - 小学部では、「生活」において情報機器の活用を取り入れるなど、「生活」を中心として他の各教科等においても適切に取り扱うこと
 - 中学部では、職業分野での情報活用能力育成を明確にするため、現在の「職業・家庭」を「職業」と「家庭」の二つの教科に分離。「職業」において、中・高等部を通じて「情報機器・情報技術の活用（仮称）」を設定。中学部では、小学校中学年段階の内容を参考に情報技術の適切な取扱い及び特性の理解に関する内容を充実し、高等部では、小学校高学年段階の内容の充実を踏まえ見直すことが必要である。

③ 目標及び見方・考え方、資質・能力の構造化 補足イメージ⑪、⑫参照

- 特別支援学校独自の教科である小学部「生活」と中学部・高等部「職業」について、目標及び見方・考え方、資質・能力の構造化の方向性を検討。
- 「生活」については、
 - 多様な生活体験を積み重ね、生活に必要な基本的な知識や技能及び態度を着実に身に付けていくという学びの本質的意義や特質は、引き続き重視していくべきものであり、従来の目標及び見方・考え方の在り方をもとに、目標及び見方・考え方を整理することが妥当。
 - 資質・能力の構造化においては、「知識及び技能に関する統合的な理解」と「思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮」をまとめて示すことにより、「生活」の本質的意義を踏まえた深い学びの実現に向けた単元づくりに資することになると考えられる。
 - その際、高次の資質・能力を3段階を通して示すことにより、継続的・長期的、かつ、らせん状に深まるという知的障害のある児童生徒の学びの特性を踏まえた指導が促されることが期待。また、複数の内容をまとめた「領域」ごとに示すことで、学びの深まりが捉えやすくなることに期待。
- 「職業」については、
 - 社会人や職業人として必要な知識や技能及び態度を身に付けるという、その本質的意義は引き続き重視。従来の目標及び見方・考え方の在り方をもとにしつつ、小・中・高等学校の情報活用能力の抜本的強化の方向性も踏まえ、目標及び見方・考え方を整理することが妥当。
 - 資質・能力の構造化においては、内容の系統性や情報活用能力の抜本的向上も踏まえ、各領域ごとに高次の資質・能力を示すことが妥当。また、中・高等部の6年間を通して高次の資質・能力を示すことで、知的障害のある生徒の学びの特性を踏まえた一貫した指導の促進を期待。
- その他の教科等は、知的障害の特性等を十分に踏まえ、児童生徒の生活年齢を基盤とし、知的能力や適応能力及び概念的な能力等を考慮しつつ、小・中・高等学校等の方向性を踏まえた見直しに取り組むことが必要。

3. 特別支援学校における改善の方向性

(2) 自立活動の充実に向けた方策

① 自立活動の位置付け 補足イメージ⑬参照

- 自立活動は特別支援学校の教育の核となるものであり、「社会モデル」の考え方も踏まえた上で、特別支援学校の教育課程における自立活動の意義や位置付けをより明確にするため、以下の考え方を示すことが必要。
 - 自立活動は、心身の調和的発達の基盤を培うものであり、各教科等を通じて育成する資質・能力を支える役割を果たすものであること
 - 特別支援学校の教育活動全体を通じて、自立活動の視点をもって取り組む必要があること
 - 自立活動の時間における指導を教科等の指導に生かすために、カリキュラム・マネジメントの中で、自立活動と各教科等を関連付けていくこと
- 自立活動の指導と各教科等との密接な関連を図るためにも、障害による学習上又は生活上で生じる困難さと、自立活動の指導との関連を図ることの例示を示すことも必要である。
- 各教科等を合わせた指導で行っている場合においても、教育の内容と指導の形態とを混同しないよう、自立活動を含む各教科等それぞれの授業時数の計上によって総授業時数とすることを明確化することが必要である。

② 子供主体の視点に立った自立活動の更なる展開

- 保護者等と適切に連携・情報共有しつつ、子供主体の視点に立った自立活動を全ての学部段階を通じて積み重ねていくことが必要である。
- そのため、指導すべき課題の整理において、6区分の観点から捉えた子供の実態と子供自身が捉えている困難さも考慮するよう示すことや、実態把握において、個人因子のみならず、「社会モデル」の考え方を踏まえた環境因子から把握することの重要性について、解説で示すことが考えられる。
- また、より一層、子供自身の自己選択・自己決定に資する指導内容を促す観点から、個々の児童生徒が自己の意思を表明することができるような指導内容を取り上げることなどを新たに盛り込むことが必要である。

③ 自立活動の内容等の示し方

- 自立活動に示す内容は、各教科と同様に全てを取り扱うといった誤解や、区分・項目が指導内容のまとまりを想起させてしまうといった混乱を避けるため、自立活動の指導は、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にした上で指導目標を設定し、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定する旨を分かりやすく示す必要がある。
- その際、指導する教師にとってイメージしやすく分かりやすい示し方の観点、また、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化の検討の方向性も踏まえ、自立活動の内容について表形式化に取り組むことが必要である。
- 表形式化に際しては、各区分の概括的な意味内容を表す「区分の観点」（仮称）や各項目ごとに「項目の趣旨」（仮称）を記載することが必要。
- 「1 健康の保持 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。」について、「養護」という言葉は受け身的な意味合いがあり、より主体的な取組を促す観点から、「対応」に言葉を変更することも考えられる。
- 障害が重度で重複している子供や医療的ケアを必要とする子供に対する指導内容例や留意点等について、解説等の記載を充実することも必要である。

④ 実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方

- 「流れ図」について、現状では、指導目標から項目の選定に至る手続きの拠り所となる考え方が明確に示されていないことから、指導目標から指導目標の達成に必要な項目の選定する際の手続きを明示し、項目同士を関連付けた指導内容やふさわしい指導方法の検討につながる示し方となるよう、改善を図ることが必要である。
- 自立活動に関する個別の指導計画については、作成の煩雑さや負担感の解消を図る観点から、子供たちの実態等に関する記載は、他の諸計画等で把握した内容を参考にして記載するなどして、業務の重複が生じることがないように、留意点を解説等に示すことが必要である。

3. 特別支援学校における改善の方向性

(3) 総則等の構成・記載の在り方

- 現行の特別支援学校学習指導要領は、幼・小・中・高等学校の構成・内容に準じながら、特別支援学校において必要となる事項や内容を記載。例えば、重複障害者等に関する教育課程の取り扱いや、知的障害教育における各教科等を合わせた指導等を規定している。
- 今回の改訂においても、幼・小・中・高等学校における見直しの方向性については、特別支援学校においても同様に取り入れていくべき（調整授業時数制度や高等部の単位制度の柔軟化等も同様に取り入れていくべき）。
- その上で、総則の構成や記載の在り方については、特別支援学校の教育課程の考え方や編成・実施についてよりの確に、かつ分かりやすく示すよう、改善を加えていくべき。その際、以下の点などについて留意することが必要。
 - 特別支援学校の教育課程全体を通じて、国の障害者施策の方向性も踏まえ、自立と社会参加を目指していくという理念を明らかにすること
 - 知的障害教育における各教科等を合わせた指導については、指導の形態の一つであることを踏まえ、「第2章 各教科」以降に記載すること
 - 各教科等の指導に当たっては、基礎的・基本的な事項のみならず、障害の状態や卒業後の進路が様々であることを踏まえた示し方とすること
 - 不登校児童生徒への支援に関する記載を示すこと
 - 重複障害者等に関する教育課程の取り扱いについては、対象をよりの確に表す項目名に見直すことや、高等部における目標・内容の柔軟な取扱い、小・中・高の目標・内容をより柔軟に取り入れるなど、子供たちの多様な実態に応じた教育課程の編成を促進するための見直しを行うこと

(4) 障害種ごとの「配慮事項」

- 今回、以下の点について、教育活動全般を通じて留意すべき基本的な考え方として、障害種共通的に総則において示すことが考えられる。
 - デジタル学習基盤の活用を前提として、障害の状態等を考慮した活用に応じた配慮すべき事項
 - 自立活動の時間と各教科等との指導の関連に係る配慮すべき事項

- 一方、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である子供たちに係る事項として、障害の状態等を踏まえつつ、各教科等の指導内容に係る適切な設定に関する事項を規定。障害種固有の概念の形成や認知の特性、意思疎通に関する事項を規定し、規定順についても整理が必要である。
- 各学校においては、これらの配慮事項に加え、本人・保護者の意向を踏まえ必要がある場合には、建設的対話による合意形成を通じて、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供に取り組むことが必要であり、配慮事項と合理的配慮の関係について、解説等でわかりやすく整理することが必要である。

(5) 学習・指導・評価の改善充実の在り方

- 特別支援学校の教育活動において「主体的・対話的で深い学び」の実装を図ることは、次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方であり、障害のある子供たちの深い学びを確かなものとするためにも、幼・小・中・高等学校における見直しの方向性を踏まえた学習・指導・評価の対応について、特別支援学校においても行うことが必要である。
- その中でも、障害のある子供たちにとって、デジタル学習基盤の活用は障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を図るためのツールとともに、学習者主体の学びを進めるためのツールであるという視点が重要であり、情報保障の観点のみならず、障害のある子供たちにとって授業内容の理解全般を助けるものである。そのため、改訂に当たっては、デジタル学習基盤を前提とし、その一層の活用を推進することが必要。導入にとどまらず、主体的な学びに寄与するものとなるよう、国においては、改訂を待たずに、効果的な活用事例について、広く周知することが重要である。
- また、知的障害者である子供たちに対する教育課程における学習評価については、小・中・高等学校の各教科等の考え方を踏まえた学習評価とし、指導と評価の一体化の一層の推進を図ることが必要である。
- 学校規模の縮小が見られる障害種においては、遠隔合同授業の積極的な活用や、少人数ならではの状況を踏まえた地域資源の積極的な活用を図ることも重要である。

3. 特別支援学校における改善の方向性

(6) 高等部の充実

- 特別支援学校高等部においては、産業構造や社会システムの変化、デジタル技術の飛躍的な進展の中、特色ある取組を積極的に進める学校がある一方で、社会情勢の変化を踏まえた取組が十分ではなく、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じた学びの実現に課題がある学校も見受けられる。これからの高等部においては、卒業後の姿を見据えつつ、生徒の意思決定に資する教育活動を展開することが期待される(※)。
※こういった学びは、小学校段階から積み上げられることが期待される。
- そのため、特別支援学校高等部の役割を明確にし、障害の状態等を踏まえつつ、特色・魅力ある教育活動の展開を図るため、高等学校で策定されているスクール・ポリシーのうち、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」を取り入れることや、「普通教育を主とする学科」として、「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」の設置を可能とすることが考えられる。
- また、障害のある生徒の自立と社会参画に向けて、教育課程全体を通じてキャリア教育を行っていくことや、地域の工業・商業をはじめとする企業や産業界、農業などの関係団体、高等教育機関、福祉や労働等の関係機関、地域の社会教育、スポーツ、文化芸術等の関係団体など、多様な関係者との連携・協働の更なる推進を図ることも重要である。その際、コミュニティ・スクールを活用するなどして地域社会との連携・協働を深めることも重要である。高等部における職業教育においては、地域社会や企業・事業者と連携した実践的な取組をこれまで以上に重視することが必要である。
- とりわけ、専門学科については、産業教育の見直しの方向性を踏まえた内容の見直しを行うとともに、社会の変化に柔軟に対応し、学校現場の裁量による創意工夫を後押ししていくため、視覚障害教育、聴覚障害教育の専門教科の科目の内容は、高等学校学習指導要領では対応できず、一定の学校数・生徒数があり全国的な教育課程の基準を示すことが必要と考えられる保健医療、理療、理学療法、理容・美容において示し、その他の専門教科については、設置者・学校現場の裁量に委ねることが必要である。

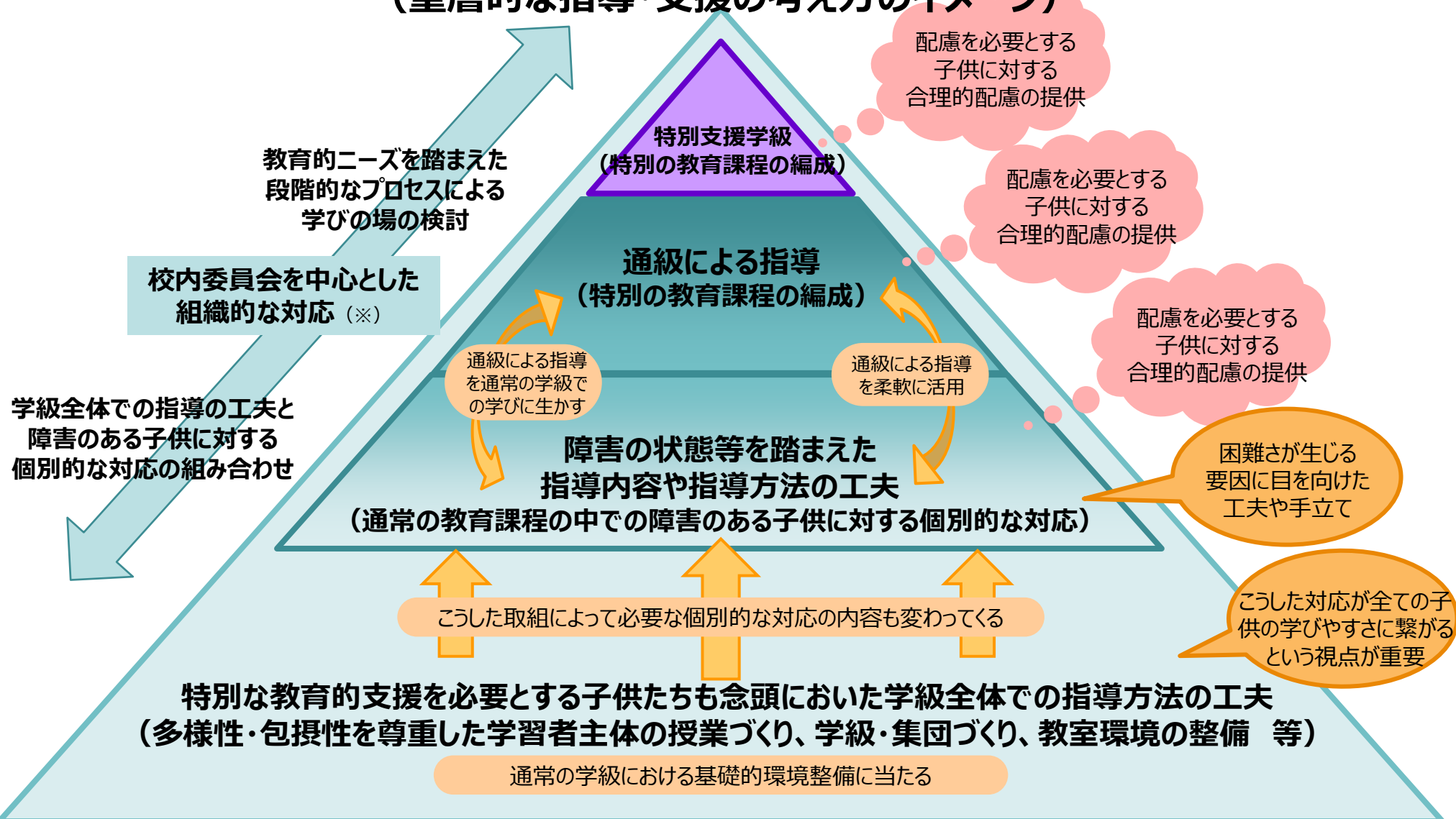
(7) 交流及び共同学習 補足イメージ⑭参照

- 特別支援学校においては、交流及び共同学習について、学校間交流の実施状況に課題が見られることや、近隣の学校と連携体制を構築している学校も一部にとどまるなどの状況がある。
- そのため、都道府県教委等が主導して、市区町村教委と連携しながら、学校間の連携・交流体制の構築を各地域で図ることが期待される。その際、特別支援学校と小・中・高等学校を一体的に運営する学校モデルの構築に取り組むなどの計画的・継続的な交流及び共同学習の実現に向け、国において、各地域における取組の深化に向けた更なる施策を進めることや、都道府県教委等においても、先導的な施策に取り組むことが期待される。
- 特別支援学校と小・中・高等学校の間で、異なる目標・内容の下での教科等における交流及び共同学習に取り組むためには、双方の学校間での丁寧な調整に取り組むことが不可欠である。これらの交流及び共同学習を円滑に進めるためのポイント等を国において整理して示すことも必要である。

(8) 特別支援学校のセンター的機能の充実

- 特別支援学校によるセンター的機能の更なる促進を図るために、
 - センター的機能を活用して考えられる取組について、具体的な活用場面に即した記載などを、小・中・高等学校の解説等で示すこと
 - 各学校の強み・専門性を活かしつつ、特別支援学校にアウトリーチ的な取組も期待されることや、小・中・高等学校において体制整備が課題となる弱視や難聴などの子供が在籍している場合には、特別支援学校による確実な支援体制の構築が期待されている旨を特別支援学校の解説等で示すこと
 - 障害のある乳幼児に対して、障害の早期発見と早期支援を進めていくことが重要であることを踏まえ、特別支援学校の解説において、幼児教育相談の充実についても示すこと
- 等の対応が必要である。

小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援の考え方のイメージ)



※校長のリーダーシップの下、校内委員会を中心とした教育支援体制の構築・運営がなされ、組織的に対応していくことが重要。また対応に当たっては、特別支援学校のセンター的機能の活用や関係機関との連携、研修を通じた教師の専門性向上などの取組も必要。

(参考) 特別支援学級の対象： 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

通級による指導の対象： 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

学校における合理的配慮の提供について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されている。

不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由とした差別を禁止。
（第7条第1項、第8条第1項）

合理的配慮の提供

障害のある人から、社会的障壁を取り除くために対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
（第7条第2項、第8条第2項）

※「過重な負担」は、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**。

- 合理的配慮は、**障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いもの**。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、**個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等によって変わり得るものであり、基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進める**ことが必要。

Aさんの
ための
合理的配慮
車いす利用
の補助

Bさんのための
合理的配慮
るびふり教材
の提供

Cさんの
ための
合理的
配慮
試験時間延長

基礎的環境整備（第5条）

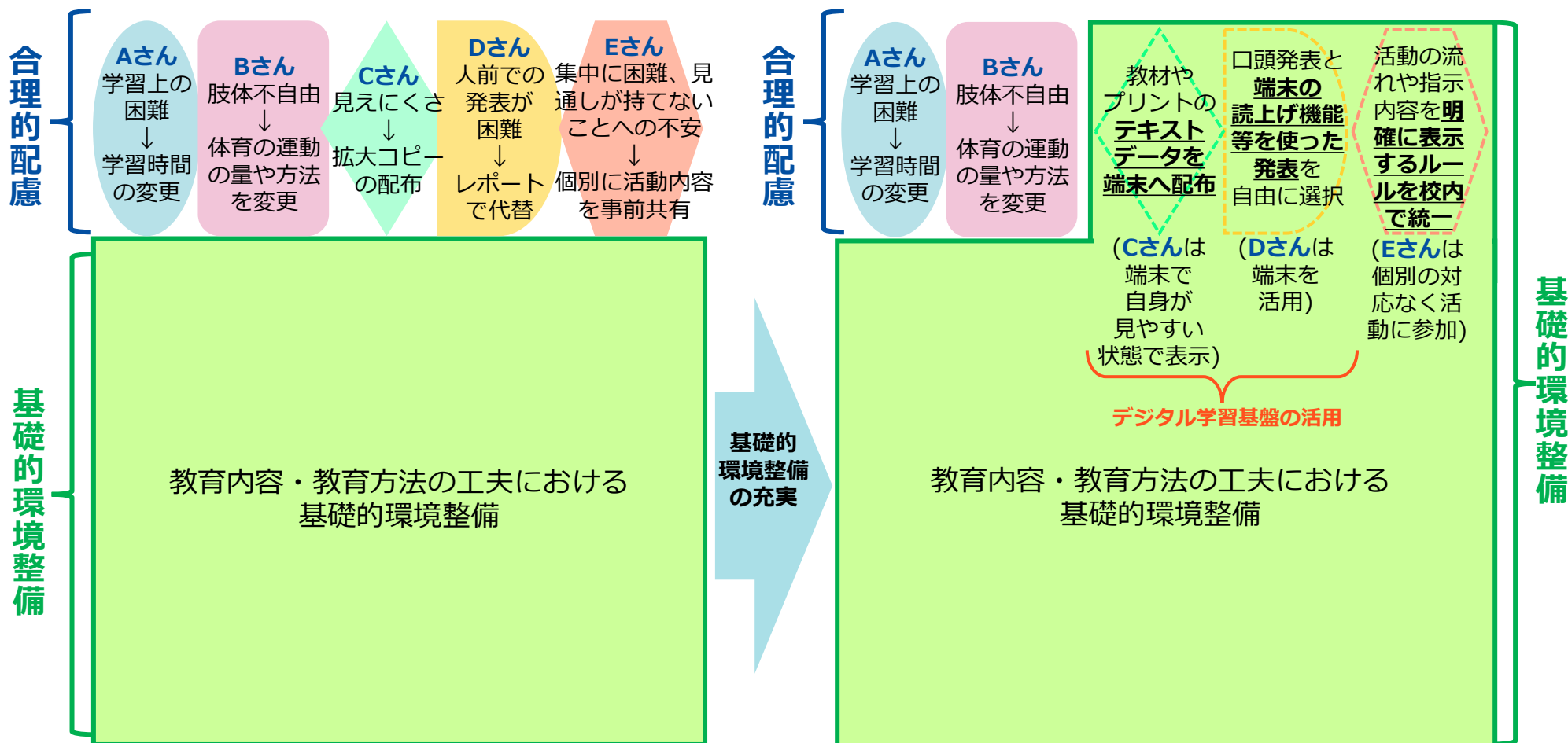
施設や設備のバリアフリー化、介助者等の人的支援、
情報アクセシビリティの向上 等

合理的配慮の提供に当たり得る例（「差別の解消の推進に関する対応指針」（文部科学省告示）より）

- ・ 見えにくさのある児童生徒に、教科書や資料を点訳することや、拡大資料やテキストデータを事前に渡すこと
- ・ 聞こえにくさのある児童生徒に、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意すること
- ・ 肢体不自由のある児童生徒に、体育の授業の際に、ボールの大きさや走る距離を変更したり、スポーツ用車椅子の使用を許可すること
- ・ 読み・書き等に困難のある児童生徒に、読みやすい字体による資料を作成したり、試験においてICT機器の使用や筆記に代えて口頭試問で行うこと
- ・ 人前での発表が困難な児童生徒に対し、代替措置としてレポートを課すことや、自らの発表を事前に録画したものを活用すること
- ・ 入学試験や検定試験において、別室での受験や試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の資料を許可すること など

デジタル学習基盤の活用などによる基礎的環境整備の充実と 合理的配慮の関係（イメージ）

従来、児童生徒への個別の合理的配慮として提供されてきた支援の中には、学級全体への環境整備として講じられることで、個別の対応が不要になるものがある。特に、1人1台端末等のデジタル学習基盤の活用は、全ての児童生徒にとって自分に適した学習方法の選択を可能とするものであり、合理的配慮の前提となる基礎的環境整備の充実に特に不可欠なものと考えられる。



通常の学級の学びと通級による指導の連携（イメージ）



通常の学級

通級による指導を受ける子供についても
大部分の授業を通常の学級で受けることが前提であり
教育活動の基本は通常の学級にある

**障害の状態等を踏まえた
指導内容や指導方法の工夫**
(通常の教育課程の中での障害のある子供に対する
個別的な対応)

**特別な教育的支援を必要とする子供たちも
念頭においた学級全体での指導方法の工夫**
(多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団
づくり、教室環境の整備 等)

通級による指導
を柔軟に活用

校内委員会による組織的な見立ての下、
総合的な見地から判断

通級による指導と
通常の学級における指導を
密接に関連させることが重要

通級による指導
で取り組んだ手立てを
通常の学級での学び
に生かす

通級による指導

通常の学級だけでは指導・支援が
困難な場合に、障害に応じた特別
の指導を実施

自立活動
(障害による学習上の困難の改善・克服を
目的とした指導)

＋（特に必要がある場合）

各教科の内容の一部
(困難さの状態に対する手立てとして、特に必要
がある場合、特例的な措置として実施)

通常の学級において、障害のない子
供と共に学びつつも、障害の状態等
に合わせて目標や内容を個別に設定
し、自分にあった内容やペースで学ぶ

※教師の持ち授業時数の増につな
がらないよう働き方改革にも留意



障害のない子供たちとできる限り共に学びながら、障害の状態等に応じたきめ細かな指導を実現するため、
通常の学級の学びと通級による指導の相互の連携によって、通常の学級での学びを充実していくことが重要

通級による指導を受ける場合の教育課程の特例的な取扱いの見直し（イメージ）

通常の
教育課程

各教科等

現行制度

通級による指導を
利用する児童生徒
の教育課程
(特別の教育課程)

通級による指導

障害による困難の
改善・克服を目的
とした指導 (※)

各教科等 (通常の学級での授業)

(※) 自立活動の内容を参考として目標・内容を設定。

(特に必要があるときは、障害による困難の改善・克服を目的とした指導を、各教科の内容を取り扱いながら行うことが可能)

通級による指導を
利用する児童生徒
の教育課程
(特別の教育課程)

通級による指導

自立活動
(障害による学習上の困
難の改善・克服を
目的とした指導)

各教科の
内容の一部
(障害の状態等を
踏まえ特に必要が
ある場合)

各教科等 (通常の学級での授業)

検討の
方向性

- 障害による困難の改善・克服を目的とした指導として、自立活動を取り入れることを明確に規定
- 自立活動の指導を実施した上で、通常の学級における少人数指導等では障害の特性等と対応が困難な場合の特例的な措置として、教科の内容の一部について、理解できず学習が遅れがちとなったり、他の子供たちと同じように学ぶことに困難をきたしている場合等において、困難さの状態に対する手立てとして特に必要な場合においては、合理的配慮の提供の観点から、学校側に過重な負担が生じない範囲で、かつ、教師の持ち授業時数の増につながらないよう指導期間を一定期間に限るなど働き方改革にも留意した上で、各教科(※)の指導を行うことを可能とする(当該教科として評価も行うことになるため、中・高については、該当教科の免許を持った教師が実施) ※高校においては各教科・科目
- 通常の学級において受ける授業を含め、合理的配慮の提供の観点も踏まえて、障害の状態等を踏まえ必要な場合には、本人・保護者と十分に意思疎通を図りつつ、各教科等(※)の目標・内容の一部を、障害の状態等を考慮したものに替えることを可能とする ※高校においては各教科・科目
- 特例的な取扱いは、設置者の定めるところにより実施するものと整理

通級による指導において特例的に各教科の指導を行う場合の事例イメージ

(自立活動の指導を実施した上で、困難さの状態に対する手立てとして特に必要がある場合、特例的な措置として実施)

小学校 1 年 児童A

言語障害

伝える意欲は高いが、話し言葉の発達にやや遅れがある。自分の思いや経験した事柄などを伝える際、適切な語を想起することに時間がかかり、言葉に詰まったり、言い誤ったりすることがある。そのため、発表等の場面で自分の考えが周囲に伝わりにくく、コミュニケーションに対する不安が高まることもある。

通常の学級においては、特に国語科の「話すこと」や対話的な学びの場面で困難がある。

中学校 2 年 生徒B

自閉症

比喩や皮肉を理解することや、曖昧さのある言葉や心情を表す言葉の意味を想像することが苦手であり、友達との会話においてトラブルが生じる。

通常の学級においては、国語科の物語文の学習において、特に文脈を解釈したり登場人物の心情を読み取る学習に困難がある。

中学校 1 年 生徒C

難聴

静かな環境でのやり取りは可能だが、雑音下や話者からの距離がある場面では聞き取りに困難さがある。予備知識がない話題や展開が速い会話は、内容の把握が難しくなるが、内容を聞き返したり、確認したりすることは少なく、理解を曖昧なままにってしまうことがある。

通常の学級においては、特に外国語科（英語）の即興のペア・ワーク等での聞き取りに困難がある。

小学校 4 年 児童D

学習障害

集合を捉えることや部分と全体との関係を捉えることが難しく、数の概念形成の理解が曖昧である。また、目と手の協応動作に不器用さもあり、計算が困難な状態にある。

通常の学級においては、算数科の筆算形式による加減計算において、特に繰り上がりや繰り下がりのある計算の処理に困難がある。

障害の状態等

自立活動

- 指導目標を踏まえ、安心して話ができる環境の下で、言語の形成とその活用が図られるよう、「心理的な安定」と「コミュニケーション」の項目同士を関連付けた指導を行う。
- 児童が興味のある絵本等を題材に受容的な雰囲気の中で伝わったという実感を味わいながら自由会話を行う。ここでは、児童自らが知らない語彙を見つけ、絵じてんで調べたり、類語を使って説明したりして、語と意味の結び付きを強める。また、当該の語彙から連想する語彙を教師と伝え合うことば遊びを行い、やり取りを楽しみながら言語概念の形成を図る。

- 指導目標を踏まえ、「文脈における言葉の意味を想像することが苦手」といった特性がトラブルの要因の一つであることに気付くことができるように「人間関係の形成」と「コミュニケーション」の項目同士を関連付けた指導を行う。
- 他者の意図や感情を理解するために、相手に伝える言葉や伝え方を知り、教師とのやり取りを通してうまく伝わっているかどうかを確認し理解を促す。

- 指導目標を踏まえ、代替手段の活用や環境への働きかけを通して、言語を受容できるよう、「健康の保持」「心理的な安定」「環境の把握」「コミュニケーション」の項目同士を関連付けた指導を行う。
- 聞き取りやすい環境やコミュニケーションが成立しやすい状況、生徒が理解しやすい方法について気付き、環境に応じて補聴援助システムや入出力支援装置、手話等を活用することの効果を実感したり、理解したりする。
- 身近な話題を題材にして、聞き取りの状況に応じて聞き返したり、確認したり、推測しながら聞いたりできるようにする。

- 指導目標を踏まえ、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に向けて、パズルや積み木等を使って組み立てたり分解したりすることで、部分と全体との関係に着目できるように「環境の把握」と「身体の動き」の項目同士を関連付けた指導を行う。
- 上記の活動を画像として一人一台端末に記録し、部分と全体との関係を視覚的に捉え、思い出したり、教科等で活用したりする。

<国語科>

単元の目標を踏まえ、「話すこと」の学習では、教師が丁寧にやり取りを行いながら、適切な話し言葉のモデルを示し、相手に伝わる形で自分の考えを話すことができるように指導する。

児童の伝えたい意欲を大切に、表出を肯定的に受け止めた上で、教師が適切な表現に言い換えたり、「いつ」「どこで」「だれと」「なにを」「どのように」と尋ねたり、「はじめに」「次に」といったキーワードを提示したりして、時間的な順序に沿って伝えたい内容の拡充を図る。また、一人一台端末を用い、映像等を手掛かりにできるようにする。

<国語科>

単元の目標を踏まえ、登場人物の心情の変化を捉える学習では、「表情や動き」「会話文」「状況」等に注目して、因果関係を図や絵、表で視覚的に整理し、それらに吹き出し等を付けて読み取ったことを書きこむように指導する。

また、教材文の中から意味が理解しづらい比喩や慣用句等の表現を集め、それらを辞書を使って調べたり、適切に解釈した例文を作成したりするなどして、生徒Bの理解に合わせて丁寧に指導する。

<外国語科（英語）>

単元の目標を踏まえ、「話すこと【やり取り】」の学習では、静かな環境を整備するとともに、教師がスピーチの速度や間を調整し、生徒の身近で予測しやすい話題を扱って指導する。

また、即興での会話を継続・発展する力を身に付けられるよう、聞き取れなかった部分を聞き返したり、理解が曖昧な部分について確かめたり、相手の発言に関連する質問を付け加えたりする活動に重点を置いて指導する。

<算数科>

単元の目標を踏まえ、小数のたし算やひき算の学習では、ブロックを使って位ごとの数の大きさを把握したり、位ごとに色分けした方眼用紙等を使ったりして、数の構成を視覚的に捉えながら計算に取り組むように指導する。

また、計算の仕方に迷いや悩みが生じた場合に、自立活動で取り扱った画像を適宜活用しながら、児童Dのペースで計算に取り組むように指導する。

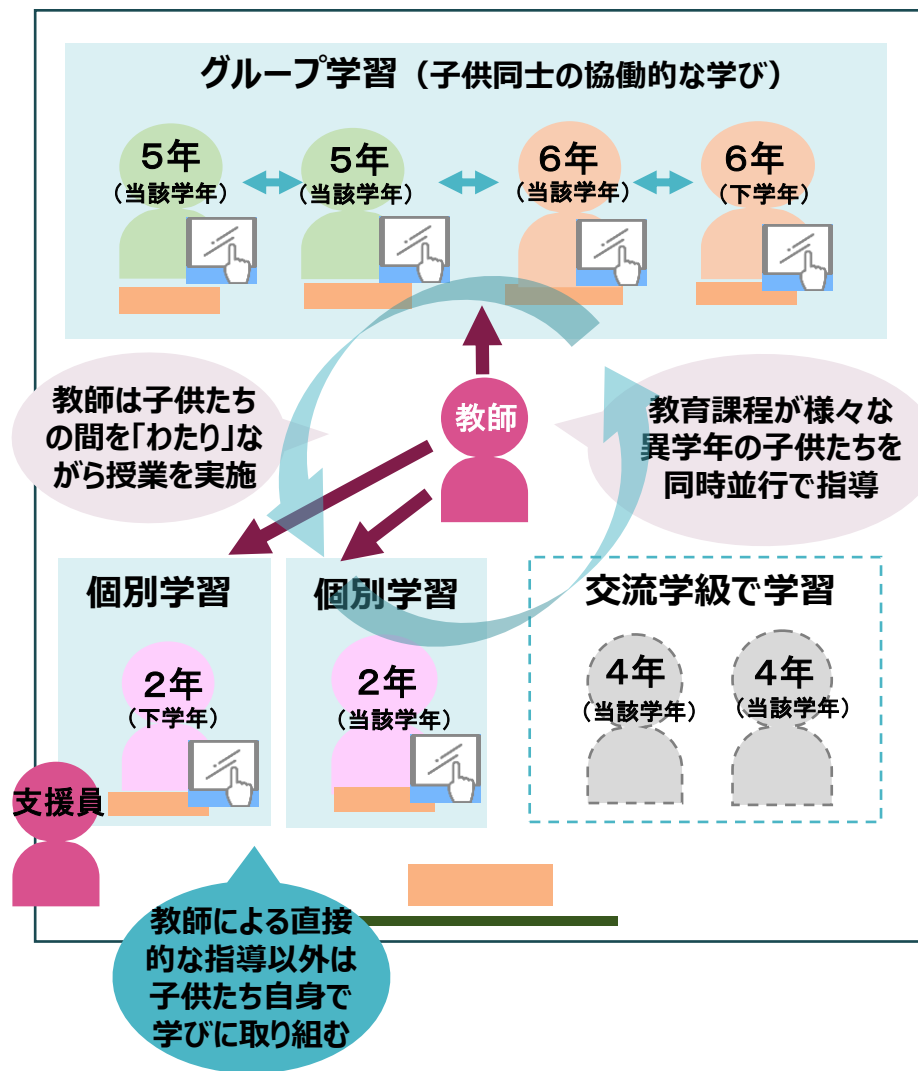
各教科の内容の一部
(障害の状態等を踏まえ
特に必要がある場合)

通級による指導において特例的に各教科の指導を行う場合の事例イメージ

(自立活動の指導を実施した上で、困難さの状態に対する手立てとして特に必要がある場合、特例的な措置として実施)

特別支援学級において期待される授業における学びのイメージ（一例）

- これまでの特別支援学級における優れた実践を踏まえ作成したものであり、改訂と並行して優れた取組の普及を推進



※子供たちの学習形態は授業や活動場面に応じて変わりうるものである。
また、上記のイメージの図は一例であり、例えば、異学年の子供たちが同一の題材を取り扱い学びを進めるような場面も考えられる

個に応じた指導

教師による直接的な指導と、子供たち自身の学びの適切な組み合わせ

教師は様々な学習形態の子供たちに対して、配慮や手立てを講じつつ、子供たちへの直接的な指導と子供たち自身の学びの時間を組み合わせながら授業を組立て

学びの在り方

デジタル学習基盤を活用して子供自身が学びを調整

子供たち自身での学びの場面では、デジタル学習基盤を活用することで、障害の状態等や一人一人の学習の状況を踏まえた学習内容や教材、学習活動や学習課題を提供することで、子供自身が自らに適した学びとなるように調整

集団との関係

特別支援学級内外の子供たちとの協働的な学びの実現

同じ特別支援学級の子供同士での協働的な学びを進めるとともに、通常の学級の子供たちとの交流を通じた協働的な学びも進め、周囲の子供たちと共に育つ中で成長

配慮や支援の在り方

自立活動での指導を生かした配慮や手立ての実施、合理的配慮の提供

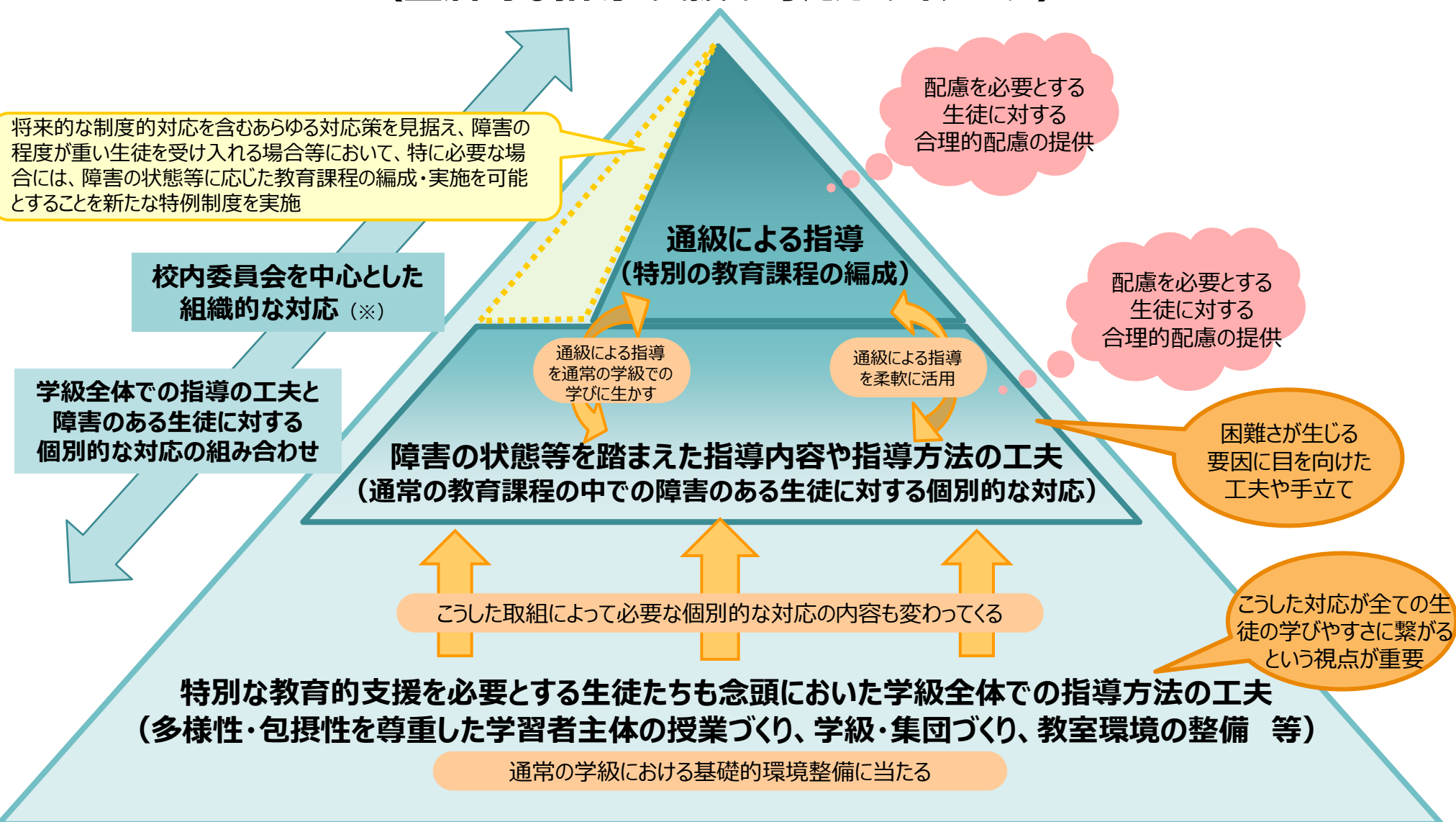
自立活動の時間の指導を生かした配慮や手立てを各教科等の授業の中でも講じるとともに、本人・保護者の意向を踏まえ必要な時には、学校側は過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を実施

学級経営と組織的対応

学級経営の視点と組織的なアプローチ。

障害のある子供たちの心理的安全性を確保する場としての特別支援学級における学級経営の展開。学校全体での組織的なアプローチのための校内委員会による組織的な対応を行うとともに、各教科等の個別の指導計画について記載の重複感を解消し、子供に向き合う時間を確保

高等学校における障害のある生徒の学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援の考え方のイメージ)



※校長のリーダーシップの下、校内委員会を中心とした教育支援体制の構築・運営がなされ、組織的に対応していくことが重要。また対応に当たっては、特別支援学校のセンター的機能の活用や関係機関との連携、研修を通じた教師の専門性向上などの取組も必要。

(参考) 通級による指導の対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

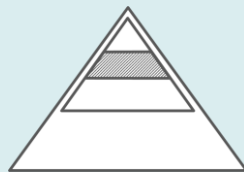
「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

<読字困難の例>

校内委員会を中心に
学校全体で組織的に
対応を検討・実施。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた取組



在籍する通常の学級において、学校全体での基礎的環境整備に加え、読字に係る負担を軽減し内容理解を促すため、授業内容のプリントをクラウド上で共有し、必要に応じて音声読み上げ機能を活用できるよう指導。

そのうえで、Aさんの読字の困難さに係る指導・支援が通常の学級だけでは困難であったため、Aさんの教育的ニーズや本人・保護者の意向等を総合的に勘案し、通級による指導を利用している。

障害種ごとの配慮事項を踏まえた通級による指導における指導上の工夫



通級による指導では、音韻認識に弱さがあるAさんに対して、説明したり、問いかけしたりする際に、聞き取りやすいリズムで声掛けをしたり、文字情報を分かち書きで提示したりする等の配慮を実施。

※通級による自立活動の指導を通常の学級における各教科等での指導上の工夫や手立てに生かすことが重要。



Aさん
(通常の学級在籍)

合理的配慮の提供の状況



Aさんより、問題文を読むのに時間がかかってしまうため、定期試験において、問題文へのルビ振り及び試験時間の延長をしてほしいとの申し出があり、別室で個別に対応。

基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）の状況



文字情報に依存しない視覚的支援とするため、学校全体で、案内表示へのピクトグラムの使用や、係・当番の作業の流れを絵や図で示すことを統一的に実施。また、授業づくりにおいては、読字に係る負担を軽減するため、1行の情報量を少なくしたり、重要な用語に色分けや下線を引いたりするなどの読みやすい板書を全ての学級で行う情報提示の工夫として位置づけ、実施。さらに、校内研修を通じて、手順等の動画・図式化や画面表示の拡大・色調整、音声読み上げ機能の活用等について、その目的や方法を周知。

「基礎的環境整備」「障害種ごとの配慮事項」「合理的配慮」について

<難聴の例>

校内委員会を中心に
学校全体で組織的に
対応を検討・実施。



重層的な指導・支援の考え方を踏まえた取組



Bさんの聞こえの困難に係る指導・支援が、通常の学級や通級による指導の利用だけでは困難であったため、Bさんの教育的ニーズや本人・保護者の意向等を総合的に勘案し、特別支援学級に在籍している。

学校全体での活動時や交流及び共同学習の実施時には、難聴特別支援学級における取組に倣い、障害のない子供と共に学べる機会を保障している。

障害種ごとの配慮事項を踏まえた難聴特別支援学級における指導上の工夫



学級の生徒3名に対して、学習に必要な背景知識を視覚教材等で補ったり、授業中の音声を文字変換して提示したりするなど、内容理解が深まるように指導。また、視覚化が困難な抽象的な内容は理解にくい傾向が見られるため、既有知識や経験等と関連付けながら、生徒が自らの言葉で説明する活動を意図的に取り入れて指導。

※個々の自立活動の指導との関連を図りながら、各教科等での指導上の工夫や手立てを検討することが重要。



Bさん
(難聴特別支援学級在籍)

合理的配慮の提供の状況



Bさんより、授業時間内では十分に確認できないことがあるので、授業の振り返り場面の文字起こしの記録を見直したいとの申し出があり、当該場面の文字変換のデータを授業後に個別に提示して担当教師と共に確認。

基礎的環境整備（デジタル学習基盤含む）の状況



内容理解を促すように、難聴特別支援学級では、授業内容のプリントをクラウド上で事前配布。交流及び共同学習では、授業のめあてや流れ、時間配分などを視覚的に明示するなど指導方法の工夫を学校全体で統一的に実施。また、聴き取りやすさにつながるように、椅子や机の脚にカバーを付けて騒音を低減するほか、聴き取りやすい話し方について校内研修で共有し全ての学級で実践。

小・中・高等学校における障害種ごとの「配慮事項」について

子供一人一人の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場それぞれにおいて、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われることが必要である。

現行の規定

- 特別支援学校については、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校においては、特別支援学校学習指導要領第2章第1節及び第2節の各第1款で各教科全般にわたる基本的な配慮事項について、知的障害特別支援学校においては、同第2款第2において、必要な配慮事項等を規定。
- 一方、小・中・高等学校については、各学習指導要領第2章の各教科等において、指導計画の作成にあたっての配慮事項として、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うことを規定し、その解説において配慮を例示。

(小学校・国語科の例)

声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

現状・課題

- 特別支援学校と異なり、障害種に応じた基本的対応や配慮すべき事項等の考え方が学習指導要領等で示されておらず、それぞれの教師に委ねられている。
- 特に特別支援学級及び通級による指導においては、在籍者及び利用者の急増を踏まえると、児童生徒の障害の状態等に応じた指導の質の確保・向上を図る必要がある。

求められる姿

- 障害のある子供に対する各教科等の指導に当たっては、教師から見える表出した「困難さの状態」への対応にとどまらず、教師による障害に係る正しい理解と認識の下、その背景にある「困難さが生じる要因」に目を向けたうえで、それに基づく手立てを実施することが必要である。

改善の方向性

- 指導の質の確保を図るため、**特別支援学級や通級による指導において最低限求められる対応の基準**として、障害種ごとの基本的な対応や教育活動全般にわたる主な配慮事項について国で示すことが必要
- 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に資する基本的事項として、右の通り、共通的な配慮事項と障害種ごとの配慮事項として示すこととする

※通常の学級における障害のある子供たちに対する指導・支援に際しても活用できるものとする

共通的な配慮事項

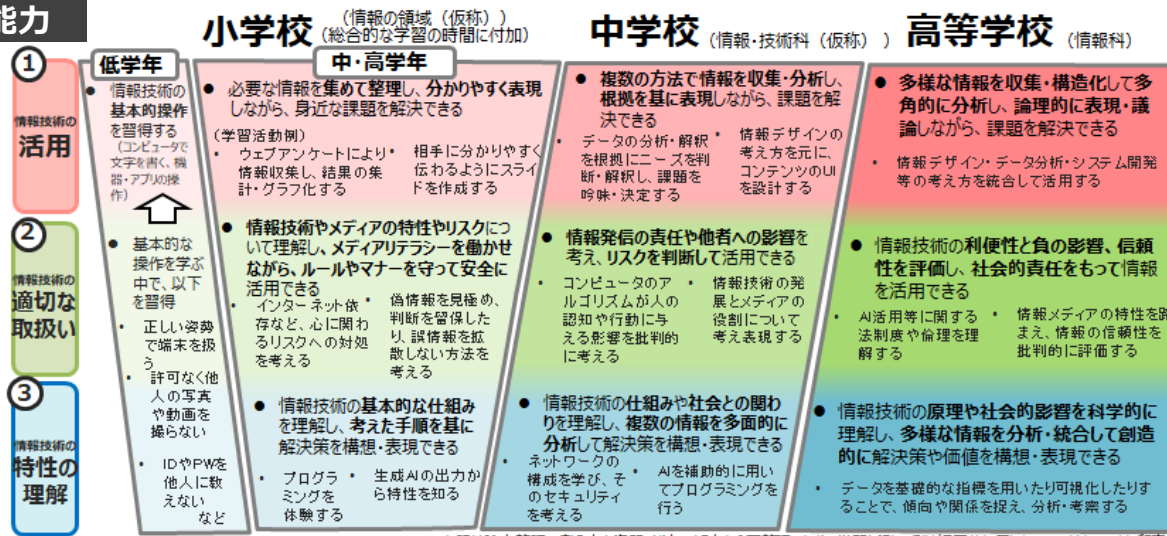
- デジタル学習基盤を活用すること
- 障害のある子供とない子供が共に学ぶ環境下における児童生徒の理解に関すること
- 個々に応じた環境調整を図ること

障害種ごとの配慮事項

- 文字等の情報を得たり、それを活用して考えたりする上での配慮事項
- 考えたことを表出する上での配慮事項
- 環境調整等を含め、学校生活全般に係る配慮事項

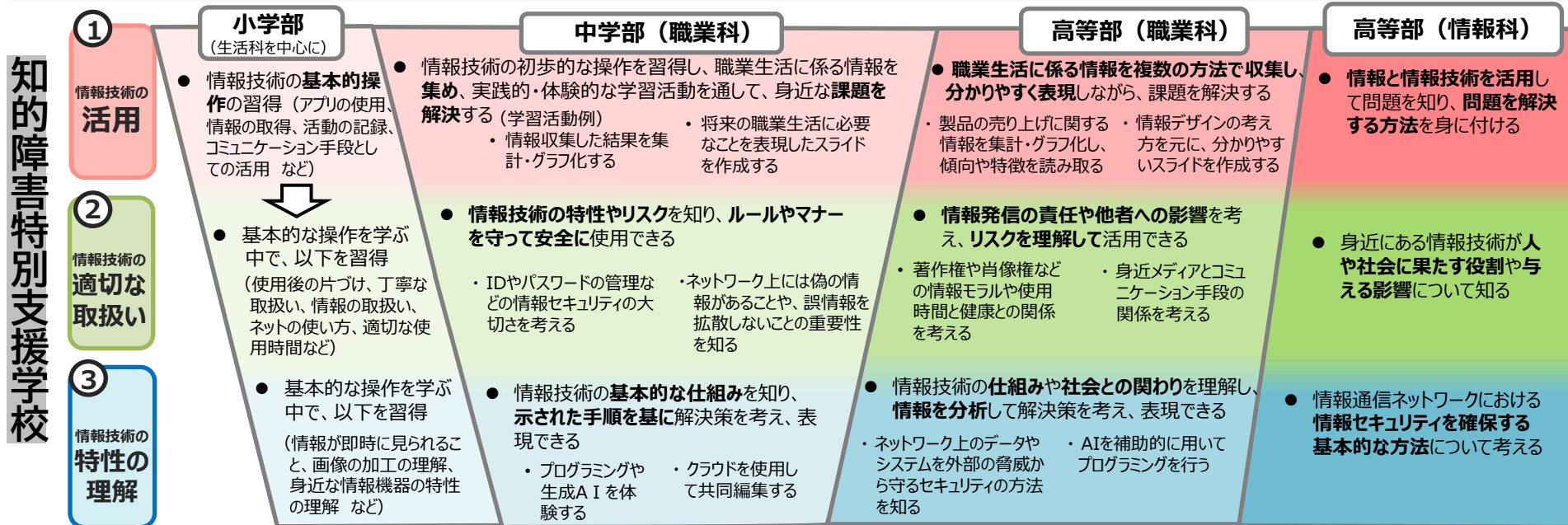
情報の領域（仮称）、情報・技術科（仮称）、情報科の体系再整理の方向性

育成を目指す資質・能力



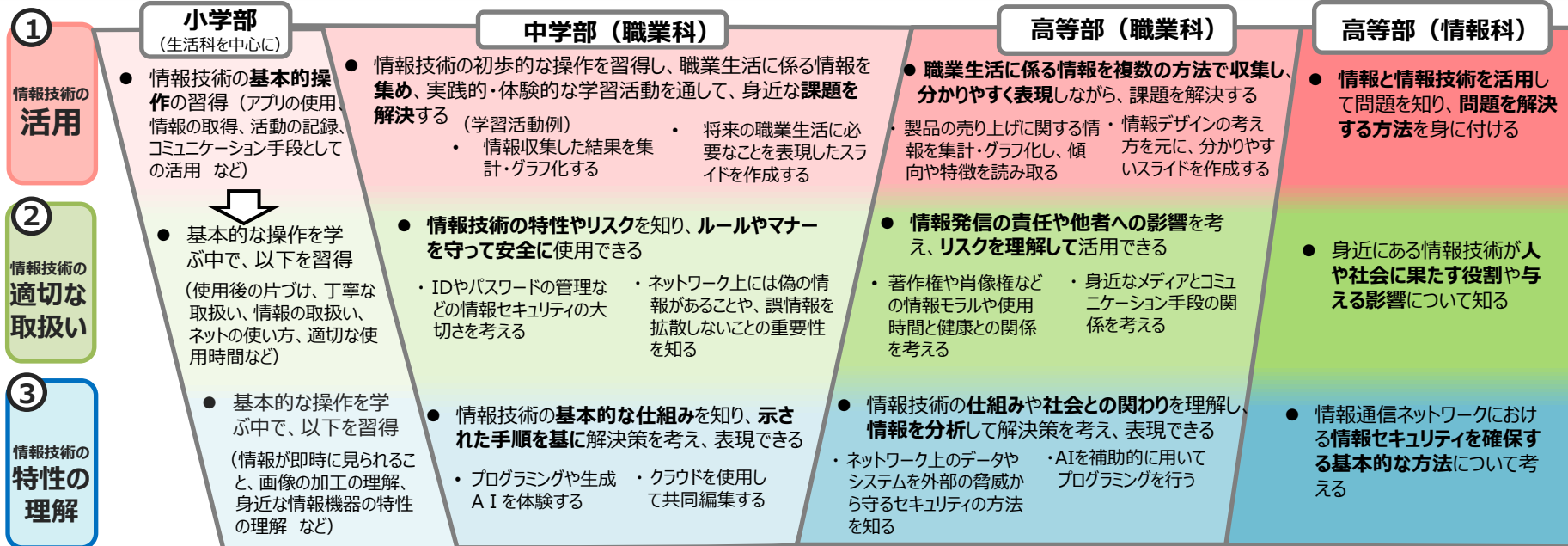
※上記は論点整理の考え方を資質・能力の観点から再整理。なお、学習活動の例は網羅的に示したものではありません

学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえた知的障害特別支援学校における学習活動のイメージ



学びの連続性や発達の段階及び知的障害の学習上の特性を踏まえた知的障害特別支援学校における学習活動のイメージ

知的障害特別支援学校



※ 上記は論点整理の考え方を資質・能力の観点から再整理。なお、学習活動の例は網羅的に示したものではありませんことに留意

体系化整理に向けた観点

小学部

小学部では、初めて情報技術や課題の解決を目指した学習に取り組む段階であり、知的障害の子供の学びの特性や発達の段階等を踏まえても、身近で分かりやすい生活に根差した課題の解決を目指した学習の過程を通して一体的に育成することが効果的。

(ゆえに生活科を中心に各教科等で扱う)

中学部・高等部

中学部では小学部段階、高等部では中学部段階で育成されたそれぞれの情報活用能力を基盤として、情報技術の適切な取扱いや特性の理解を知的障害の子供の学びの特性等を踏まえつつ、**職業科での実践的・体験的な学習活動を通して一体的に育成することが効果的**。特に、高等部においては、より専門的・体系的に高められるようにしていくことが必要。

(ゆえに、中学部・高等部の6年間を通じ職業科や情報科で学ぶ)

小・中、高等部での「①活用、②適切な取扱い、③特性の理解」の枠組みを前提に、知的障害の子供たちの学びの特性や発達の段階等を考慮した上で、**情報活用能力の体系的な整理を踏まえ、生活科(小)、職業科(中・高)、情報科(高)における体系として構造化する**

※ 情報活用能力の三つの構成要素は、再構造化後も、各教科の学習内容を支える基盤的観点として位置付ける

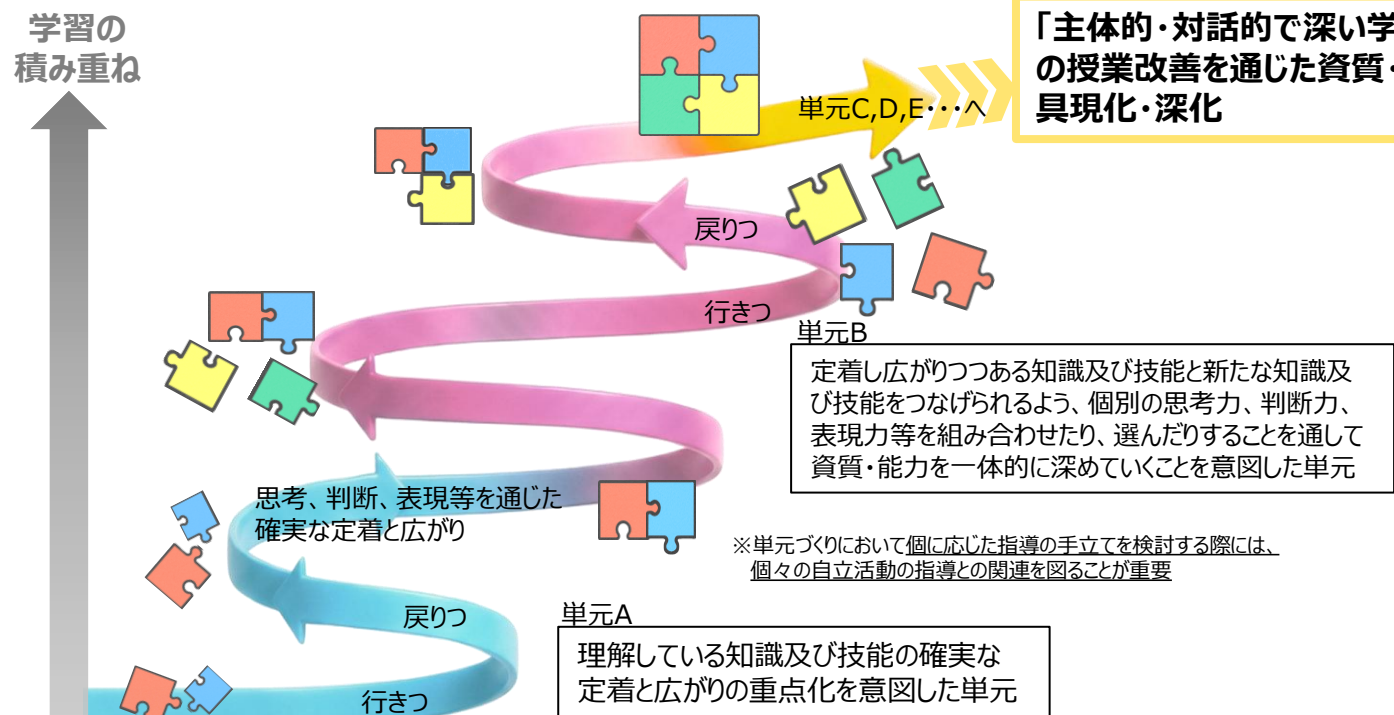
※ 3構成要素の整理は、従来の「情報活用能力の3観点8要素」の系譜でアップデートされたものであり、引き続きこの整理に基づくことの妥当性があることを前提に検討を進める

知的障害のある子供の学びの特性や発達段階等を踏まえた単元づくり

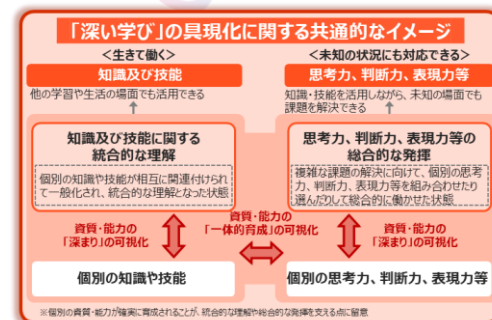
継続的・長期的かつ、らせん状に深めていくという展望（イメージ）

学習によって身に付けた資質・能力が断片的になりやすく、他の学習や生活の場面で活用しにくいことや定着しにくいという学びの特性を踏まえ、**単元での学びを次の単元での学びにつなげられるよう統合的な理解、総合的な発揮の状態を確認しながら、行きつ戻りつを繰り返す継続的・長期的かつ、らせん状に深めていくという展望を描いた多様な単元づくりがこれまで以上に重要。**

学習の
積み重ね



継続的・長期的かつ、
らせん状に深めていく単元づくり



個々の児童生徒が断片的に理解している知識及び技能や限定的に活用している思考力・判断力・表現力等を把握し、それらを踏まえて、課題解決に向けた学習過程による資質・能力の深まりと一体的育成を図ることを重視。

※個々の児童生徒の学びについては、自立活動の指導との関連を図ることが重要。

各教科等における
・知識及び技能に関する統合的な理解
・思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮

資質・能力の
深まりと一体的育成

知的障害の各教科等

(小学部) 生活科、国語科、算数科、音楽科、図画工作科、体育科、道徳科、外国語活動、特別活動

(中学部) 国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、美術科、保健体育科、職業科、家庭科、外国語科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動

高次の資質・能力の設定の趣旨や授業改善に向けたねらい【独自】 (知的障害 小学部 生活科)

領域	学校・家庭での基本的な生活習慣 (仮)	社会での人とのかかわり (仮)	社会や地域での暮らし (仮)	身近な自然やものはたらき (仮)
高次の資質・能力	よりよい毎日の生活を送る上で必要となることを①<u>考えて行動する中で、②衛生的で安全な規則正しい生活習慣を確立する力</u>を身に付けることにより、 ③<u>健康で自立した生活</u>を送ることができる。	身近な人や社会と関わる上で必要となることを①<u>考えて行動する中で、②社会で他者と円滑に関わる力</u>を身に付けることにより、 ③<u>人や社会とのつながりをもった生活</u>を送ることができる。	社会や地域で暮らす上で必要となることを①<u>考えて行動したり表現したりする中で、②きまりを守って社会資源を適切に利用する力</u>を身に付けることにより、 ③<u>秩序を保った共同的な生活</u>を送ることができる。	物事を論理的に①<u>考えたり、分かったことを表現したりする中で、②関心をもった事象に自ら働きかける力</u>を身に付けることにより、 ③<u>探究的な学びにつながる生活</u>を送ることができる。

① 生活科の学習では、具体的な活動や体験を通して、自ら考え、判断し、表現をしていく中で、知識や技能を身に付けられるようにすることが重要である。

そのため、児童が、**实际的な行動を伴って学べる場を適切に設定しながら、継続的・長期的かつ、らせん状に学びが深まっていく展望を描いた単元づくりや授業改善**を促す。

② 各領域の内容には様々な事項が示されているが、ここでは、**それらの事項の学習を通して実生活上での発揮が期待される、領域固有の力**を示している。

「清潔」「身なり」「身の回りの整理」など、それぞれの事項そのものの習得を一義的な目的とするのではなく、**各事項を関連付けながら衛生的な生活習慣を確立し、生活に生きる力を身に付けることができる単元づくりや授業改善**を促す。

③ 生活科の目標は、「自立した豊かな生活を送ること」である。

ここでは、「健康で自立した生活」のように、それぞれの**領域固有の「豊かな生活」の在り方**を示しており、各領域の資質・能力を身に付けることで、もって「**自立した豊かな生活**」につながる単元づくりや授業改善を促す。

※生活科の各内容は、それぞれの関連性を踏まえ、基本的生活習慣や安全などの基本的生活習慣に関する内容、遊びや人との関わりなどの生活や家庭に関する内容、中学部の社会科につながる社会のきまりや仕組みに関する内容、中学部の理科につながる自然事象に関する内容の大きく4つで整理し、単元づくりをしやすいようにしている。高次の資質・能力はこの整理に基づいた4つの領域ごとに設定している。

高次の資質・能力の設定の趣旨や授業改善に向けたねらい【並列】 (知的障害 中学部・高等部 職業科)

一般的な職業に関する知識・技能の習得や特定の職業について考えることにとどまらず、それらを自分自身と職業及び社会との関係から捉えた上で働くこと（勤労）について考えることで、**生徒が自らの卒業後の生活を見据えることのできる単元づくりや授業改善**を促す。

情報機器・情報技術に関する指導を、職業に関する作業や実習において実的に指導し、卒業後の充実した社会生活や職業生活に結び付け、活用する力を育む単元づくりや授業改善を促す。

「A 職業生活」「B 情報機器・情報技術の活用（仮）」での知識や技能と、実習を通じて学習したことを関連させ、自己の社会生活・職業生活との関係から捉え直すことで、課題の解決や生活を工夫しようとする力を育む単元づくりや授業改善を促す。

高次の資質・能力	A 職業生活		B 情報機器・情報技術の活用（仮）		C 産業現場等における実習	
	知識及び技能に関する統合的な理解	思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮	知識及び技能に関する統合的な理解	思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮	知識及び技能に関する統合的な理解	思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮
	働くことの意義や働くために必要な知識・技能についての理解を深め、 自己実現を図ったり社会の一員としての役割を果たしたりするために必要な力 を身に付けることにより、将来のよりよい職業生活につなげていけることを理解する。	よりよい職業生活を送るために、実際の場面において必要となる事柄を考えるとともに、 自分の長所や課題との関係から、工夫したり改善したりすることが できる。	情報機器・技術の効果的な活用の仕方や、適切な取扱い、特性の理解について、 将来の自立と社会参加につながる力として、理解する 。	情報機器・技術の活用を通して情報を集めたり整理したりして、自分の思いや考えを表すことにより、 将来の生活と結び付けた情報機器・技術の活用についての自分の課題を解決することが できる。	実践的な知識や技能に触れることを通して学習したことを、 自分の希望する職業や進路と関係付ける力 を身に付けることにより、自分の将来の職業や進路につなげていけることを理解する。	働く人と直接関わった経験を通して、 自分の成長や自己の進路について考えたり、考えを表したりする力 を身に付けることにより、自分の進路についての課題を解決することができる。

※職業科の内容は、「A 職業生活」「B 情報機器・情報技術の活用（仮）」「C 産業現場等における実習」の3つの領域で整理しており、高次の資質・能力はこの3つの領域ごとに設定している。

「高次の資質・能力」等を生かした単元計画づくりの参考イメージ（小学部・生活）



次は2段階の「遊び」と「役割」の内容を取り扱う単元か。多様な生活経験を積み重ねて生活に必要な基本的な知識や技能、態度を着実に身に付けていくという生活科の特質を踏まえ、子供たちが学習する内容を理解して、資質・能力を育むことができるようにしたいな。そもそも、この「遊び」や「役割」は、学習を通してどのような資質・能力を育てていく内容だったのだろうか？

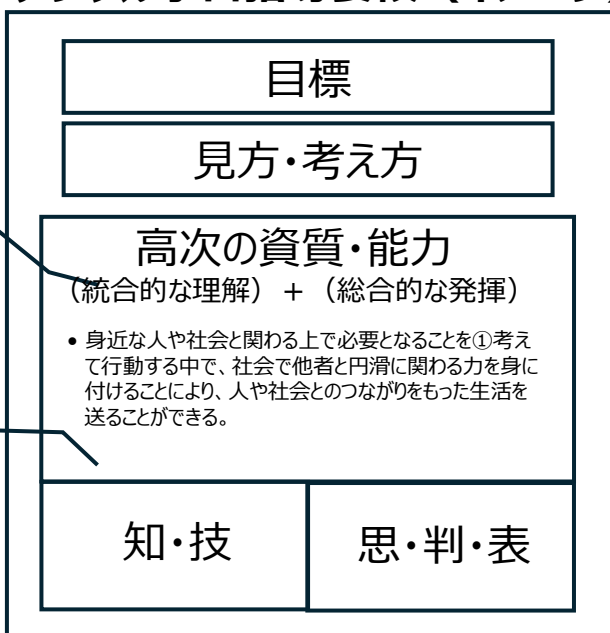


まずは、学習指導要領の記述を確認してみましょう。

デジタル学習指導要領（イメージ）

学習を終えた後に目指したい学習の深まりの姿を確認できる。

他教科や前後の学習内容も確認できる。デジタル学習指導要領では解説の記述や評価規準例も見られる。



「高次の資質・能力」を目指して、深い学びにつながるように、学習内容を組み立てるのか。友達と遊んだり、その中で自分の役割を果たしたりする活動を通して、集団において人と円滑に関わることができるようにしたい。そうすることで、社会的に豊かな生活を送ることができるようになることを目指したい。デジタル学習指導要領では、学習指導要領解説の記述も確認できるからヒントになるし、他の内容のまとまりとの関連なども確認しておけば、次の単元づくりの構想にも生かせそうだな。



育成したい「高次の資質・能力」や前後の学習内容を踏まえると、この内容の指導に充てられる授業時数は何時間になるでしょうか？



前単元で児童たちは、遊びの中でのきまりやマナーについて学び、きまりやマナーを守ることの大切さに気付き始めている。「継続的・長期的かつ、らせん状の学びの深まり」の観点からは、それらをこの単元でも発揮できるような学習活動を取り入れた学習過程の設定が考えられるかな。

そうすると、「遊び」の内容については、教師や友達と一緒に簡単なきまりのある遊びを繰り返し行う中で、友達に働きかける力を高めるような学習の流れを設定することが必要だな。テーマとしては、算数や図画工作で学んでいることで興味・関心が高まっている「色」を取りあげて単元を作ることしよう。

「役割」の内容については、遊びの文脈の中で「準備」や「片付け」という言葉に着目して係を決め、係の役割を果たす経験を積み重ねていけるように流れを考えよう。また、**知的障害のある児童の学びの特性に配慮して、具体的な操作や活動を取り入れた学習過程を考えよう。**

まず、第1次に、「道具を使用して遊ぶ活動」を設定し、友達同士で道具を共有して遊ぶ経験を通して、遊びを工夫したり、友達と遊ぶ際に大切なことに気付いたりするようにしよう。これまでも使ったことのある道具の使用から、徐々に新しいものも取り入れることを考えると、3時間の授業時数が必要だな。

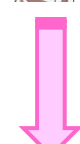
次に、第2次として、「簡単なきまり（ルール）のある遊び」を設定して、ルールに従って遊ぶことができるようにしよう。それらの理解を丁寧に進めるためには、4時間の設定が必要そうだから、単元全体で7時間の設定になるな。

遊びの準備や片付けをする際に係を決め、児童一人一人の役割を明確にすることで、児童が確実に自分の役割が分かるようにしよう。



指導の形態の選択については、他教科の年間指導計画の内容と照らし合わせながら、担当の先生とも相談をしよう。

この資質・能力の育成に当たっては、教科別（生活科）に指導をするほうが効果的ではないでしょうか。



学習内容や学習の順番が決まったので、評価計画を立てることしよう。そして、育成したい資質・能力をきちんと見とれる評価にしたいな。



生活科の特質を踏まえ、遊びを工夫したり、役割を遂行したりしているところを通して、簡単なきまりのある遊びや自分の役割を知ることができているかどうか、思・判・表と知・技を一体的に見取りたいな。

デジタル学習指導要領を使えば、評価規準例も知的障害のある子供への配慮事項も一括で見られて確認できるのが便利だな！

単元構想のイメージ

1. 単元名：いっしょにあそぼう

2. 教科の見方・考え方

身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようと考えることやそのための方法

学習指導要領の記述を転記する。

3. 領域の高次の資質・能力

学習指導要領の記述を転記する。

統合的な理解+総合的な発揮

身近な人や社会と関わる上で必要となることを考えて行動する中で、社会で他者と円滑に関わる力を身に付けることによって、社会的に豊かな生活を送ることができる

学習指導要領の記述や児童の実態を踏まえて設定する。【検討①】

4. 学びに向かう力・人間性等の「見取る姿（仮称）」

- ・ 身近な人々、社会及び自然に自ら関わろうとしている。
- ・ 互いの思いや気付いたことなどを共有し、他者とともによりよい生活に向けて活動しようとしている。
- ・ 場面や状況に応じて、繰り返し対象に関わり、行動しようとしている。

※小学校「生活科」の「見取る姿（仮称）」を基に作成

単元の目標を基に、評価の観点の趣旨を踏まえて設定する。【検討②】

5. 単元の目標と評価規準

目標 (評価規準)	知識・技能	思考・判断・表現
	① 友達と協力する遊びや簡単なきまりのある遊びを知っている。 ② 簡単な係活動などの役割について知っている。	① 身近な遊びの中で、教師や友達と簡単なきまりのある遊びをしたり、遊びを工夫しようとしていたりしている。 ② 身近な集団活動に参加し、簡単な係活動をしようとしている。

身につけさせたい資質・能力の発揮を見取り、その水準を判断できる課題を考える
【評価課題のデザイン】

6. 評価場面

- ・ 鬼役の友達にタッチされたら、鬼役を交代する場面
- ・ 担当になったものの準備・片付けをする場面

個に応じた指導の手立てを検討する際には、個々の自立活動の指導との関連を図ることが重要。

7. 本単元の指導と自立活動の指導との関連

- ・ 児童Aは、自立活動で、人との適切な関わり方を学んでいるため、使いたい道具を他児が使用している際などに、適切な働きかけができるような手立てを講じる。
- ・ 児童Bは、自立活動で、相手の意図等を視覚的な情報（絵カードなど）から把握することを学んでいるため、視覚的な支援を基に行動できるように手立てを講じる。
- ・ 児童Cには、自立活動の指導との関連からの手立ては、本単元では講じない。

8. 指導と評価の計画

授業内容、評価場面と方法を計画する。【検討③】

時間	学習活動	重点	備考
1～3	● 友達と道具を共有して遊ぶ ・ 色水遊び ペットボトル プラスチックカップ ビニール袋 洗面器	知 思	※ 星本の、子供たちが玩具で遊んでいる様子のイラストを示し、子供たちがどのように遊んでいるかということについて確認してから実際の遊びに移るようにする。 ※ 道具を共有する活動を通して、友達に働きかける力を高める。 ※ 3時間目には、準備・片付けの役割分担を決めて各児童が役割を遂行することで、第2次につなげるようにする。
4～7	● 遊びのきまりを守って遊ぶ ・ 色おに	知 思	※ 基本的な鬼ごこのルールを確認する。 ※ 鬼ごっこをするための準備や片付けについて、児童一人一人が達成感をもてるように役割分担をする。 ※ 色の提示方法、触るものの準備やどこに置かなど、児童の意見をきいて、鬼ごっこを工夫できるようにする。

この単元では、集団において人と円滑に関わることができるようになることを想定しながら、単元を構想することが重要だ。

そうすることで、社会的に豊かな生活を送ることができるための「深い学び」を具現化した単元の一つとすることができる。

また、前後の単元での学びの状況を確認して、「継続的・長期的、かつ、らせん状の学びの深まり」の視点から単元構想をすることも大切だね。



「高次の資質・能力」等を生かした単元計画づくりの参考イメージ（中学部：職業）



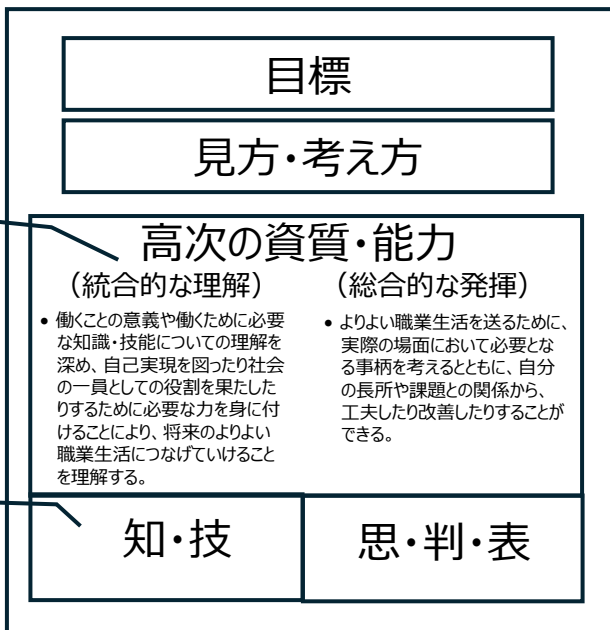
次は1段階の「職業生活」の内容を取り扱う単元か。職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい職業生活を実現していくという職業科の特質を踏まえ、子供たちが学習する内容を理解して、資質・能力を育むことができるようにしたいな。
そもそも、この「職業生活」の中の「働くことの意義」は、どのような資質・能力を育てていく内容だったかな？

まず、学習指導要領の記述を確認してみましょう。

デジタル学習指導要領（イメージ）

学習を終えた後に目指したい学習の深まりの姿を確認できる。

他教科や前後の学習内容も確認できる。デジタル学習指導要領では解説の記述や評価規準例も見られる。



「高次の資質・能力」を目指して、深い学びにつながるように、学習内容を組み立てるのか。生徒が、職業や社会を自分自身との関係から捉えた上で「働くこと」について考えることで、自分の長所や課題を踏まえて工夫や改善を行い、自らの卒業後の生活を見据えることができるようにしたいな。デジタル学習指導要領では、学習指導要領解説の記述も確認できるからヒントになるし、他の内容のまとまりとの関連なども確認しておけば、次の単元づくりの構想にも生かせそう。



育成したい「高次の資質・能力」や前後の学習内容を踏まえると、この内容の指導に充てられる授業時数は何時間で計画しましょうか？



「継続的・長期的、かつ、らせん状の学びの深まり」をイメージすると、働く生活について必要となる「健康管理」「余暇」「支援機関」の3つの要素が組み合わさって「働くための生活」を捉える必要がある。

知的障害のある生徒の学びの特性を考えると、着実な資質・能力の育成につなげるためには、それぞれの要素ごとに取り組んでいくことをした上で、最後に、それらを統合して「働くための生活」を考えるように構想する必要があるかな。

生徒たちは、小学部の時に、生活科の基本的な生活習慣や体育科の保健などを通して健康な生活について学んできている。だから、まずは、働く生活を充実させるには、規則正しい生活習慣を身に付け、仕事以外の時間を健康に過ごすことが大切であることに気付き、健康管理をするための具体的な学習の流れを設定することにしよう。

第1次には、数学科の学習を通して時間の概念が身に付いてきているので、自分自身の一日の生活を振り返る時間を1時間とってみよう。スケジュール表の作成では、タブレット端末を活用することができそうだな。

そして、第2次では、身近な人である高等部の先輩や教員の話から、働く生活を送る上での健康管理について具体的に知ることができるようにしよう。知的障害のある生徒の学びの特性に配慮して、話をただ聞くだけではなく、実際にインタビューをするなどの活動を取り入れるようにしよう。可能な範囲で、生徒の家族にもインタビューの協力を得ることも考えられるかな。これには2時間をあてよう。

最後に、職業生活を送る上で自分の健康を管理することの大切さについて、知ったことや考えたことをまとめて発表する時間を1時間設定するとして、全4時間の単元になるかな。発表時にも、タブレット端末の活用を予定しておこう。

指導の形態の選択については、他教科の年間指導計画の内容と照らし合わせながら、担当の先生とも相談をしよう。

この資質・能力の育成に当たっては、教科別（職業科）に指導をするほうが効果的だと思います。

学習内容や学習の順番が決まったので、評価計画を立てることとしよう。そして、育成したい資質・能力をきちんと見とれる評価にしたいな。



知・技は、1段階の生徒たちだから、まずは健康な職業生活を送る上で大切なことについて知ることができているかどうかを見取ろう。

思・判・表は、健康と自分の生活との関連に気付いているかどうかを評価しよう。デジタル学習指導要領を使えば、評価規準例も知的障害のある子供への配慮事項も一括で見られて確認できるのが便利だな！

単元構想のイメージ

1. 単元名：元気にはたらくために大切なこと

2. 教科の見方・考え方

学習指導要領の記述を転記する。

職業に係る事象を、職業分野で取り扱う内容と将来の生活や生き方とつなげて考え、よりよい職業生活や社会生活を営むための工夫を行うこと

3. 領域の高次の資質・能力

学習指導要領の記述を転記する。

統合的な理解	総合的な発揮
働くことの意義や働くために必要な知識・技能についての理解を深め、自己実現を図ったり社会の一員としての役割を果たしたりするために必要な力を身に付けることにより、将来のよりよい職業生活につなげていけることを理解する。	よりよい職業生活を送るために、実際の場面において必要となる事柄を考えるとともに、自分の長所や課題との関係から、工夫したり改善したりすることができる。

学習指導要領の記述や児童の実態を踏まえて設定する。【検討①】

4. 学びに向かう力・人間性等の「見取る姿（仮称）」

- よりよい職業生活の在り方に関心をもち、学習活動に参加しようとしている
- 自己と職業生活との関係について、他者との協働を踏まえ、課題の解決を図ろうとしている
- 成果物などを通して、学習の過程における自己の学習を振り返っている

5. 単元の目標と評価規準

単元の目標を基に、評価の観点の趣旨を踏まえて設定する。【検討②】

(評価規準)	知識・技能	思考・判断・表現
	① 職業生活に必要な知識や技能について知っている。	① 職業生活に必要な健康管理について気付いている。

身につけさせたい資質・能力の発揮を見取り、その水準を判断できる課題を考える
【評価課題のデザイン】

6. 評価場面

- 健康に働くために、毎日の生活の中で気を付ける必要があることを発表している場面

7. 本単元の指導と自立活動の指導との関連

- 生徒Aには、自立活動の指導との関連からの手立ては、本単元では講じない。
- 生徒B、Cは、自立活動で、気持ちが不安定になった際に適切な手段で気持ちを落ち着ける方法を学んでいるため、集団学習の際に不安定になった場合に自らクールダウンが必要であることを自ら訴えることができるような手立てを講じる。
- 生徒Dは、自立活動で、デジタル学習基盤を活用したコミュニケーション方法を学んでいるため、インタビューや発表の際に、生徒用端末を活用してコミュニケーションを補助するような手立てを講じる。

個に応じた指導の手立てを検討する際には、個々の自立活動の指導との関連を図ることが重要。

授業内容、評価場面と評価方法を計画する。【検討③】

8. 指導と評価の計画

時間	学習活動	重点	備考
1	- 平日及び休日のスケジュール表を作る - 友達のスケジュールと比べ、自己の課題を見つける。	知思	※生徒用端末を使用して、自分の生活のスケジュール表を作成する。 ※可能な範囲で保護者と連携し、写真や動画を活用する。 ※学校生活以外の時間が多くあり、それぞれの過ごし方が違うことを知る。 ※小学部の生活科で学んだことなどを踏まえ、日常生活を健康に送る上でのポイントを考える。
2～3	●高等部の先輩や教員に話を聞きに行く。	知	※先輩や教員が、働くために、毎日の生活の中でどのように気を付けているかについてインタビューなどで聞き取る。 ※生徒用端末を活用して録音や録画をする。 ※主に、健康管理に気を付けることで、仕事を安全に背金をもって行うことができるという視点から話をきけるようにする。
4	●自分の課題から職業生活を考える。	知思	※職業生活を健やかに過ごすために、健康な状態を保ちながら生活することについて、自分の現在の状況を踏まえた上で、気が付いたことや今後気を付けようと思うことなどを考えたり、話し合ったりして、知ったこと、考えたことを発表する。 ※生徒用端末を適宜活用する。

この単元では、社会の一員としての役割を果たすことができるように、現在の自分の状況との関係から工夫や改善をできるようにすることを想定しながら単元を構想することが重要だ。

そうすることで、社会的に豊かな生活を送ることができるための「深い学び」を実現する単元とすることができる。

また、「継続的・長期的、かつ、らせん状の学びの深まり」の視点からは、内容のまとまりを吟味することで、色々な題材を活用して単元構想を行い、じっくりと丁寧に指導を行うことも大切だね。



特別支援学校の教育活動全体における自立活動の位置付け（イメージ）

育成を目指す資質・能力の観点から整理した
自立活動の指導の位置付け

各教科等の指導を通じた
資質・能力の育成

支える

＜自立活動の指導＞
心身の調和的発達の基盤を培う

自立活動の時間の指導を要とした自立活動の指導
（教育課程編成の観点からの整理）

障害による学習上又は
生活上の困難を抽出

教科等

自立活動の時間の指導を
生かした配慮や手立て等

往還

課題を整理し
指導目標・指導内容
を設定

往還

自立活動
の時間の指導

教科等

教科等

特別支援学校の教育目標の達成

- ・ 小学部においては小学校教育の目標、中学部においては中学校教育の目標
- ・ 小学部・中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと

計画的・継続的な「交流及び共同学習」の取組の実現に向けた再整理（イメージ）

交流及び共同学習 の現行規定

- 障害者基本法において、国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない旨を規定
- 各学校段階の学習指導要領において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることを規定

交流及び共同学習 の意義・趣旨

- 障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動であつて、以下の両面を捉え、推進していくことが必要
 - 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことも目的とする**交流の側面**
 - 教科等のねらいの達成を目的とする**共同学習の側面**
- 交流及び共同学習を発展的に進め、特別支援学校と小・中・高等学校を一体的に運営する**インクルーシブな学校運営モデル**の構築に向けた取り組みも進捗。これらの学校においては、**子供同士の相互理解の深まり**とともに、特別支援学校と小・中・高等学校の**教師がお互いに学び合い**、それぞれの**指導力の向上につなげる**姿が見られるようになっている

【特別支援学校と幼・小・中・高等学校間の交流及び共同学習】

- 学校段階が上がるにつれて、学校間交流に参加予定がない子供の割合が高くなる状況がある
- 近隣の学校と、交流及び共同学習の取組に向けた学校間の連携体制を構築している特別支援学校も一部にとどまっている
- 特別支援学校において、年間を通して計画的・継続的に交流及び共同学習に取り組む学校は一部にとどまっている

【幼・小・中・高等学校における交流及び共同学習】

- 特別支援学級に在籍しながら、交流及び共同学習と位置付けて、教科等の学習の大半の時間を交流先の通常の学級で学んでいる子供たちが数多く在籍する学校も見受けられる。
- この場合において、特別支援学級の子供たちが、適切な配慮や手立てがなされないまま指導を受けている状況も見受けられる

現在の交流及び 共同学習をめぐる 現状・課題

交流及び共同学習の 充実に向けた 考え方

- 学習指導のための連絡会や合同研修会の開催等を通じた**学校間・教師間の連携体制の構築を図った上で、学校同士・児童生徒間の交流を積み重ね、協働的な学びにつなげる**ことが必要
- 他方、学校同士での連携体制の構築には限界もあり、**都道府県教委等が主導して、市区町村教委と連携しながら、連携・交流体制の構築**を各地域で図ることを期待
- 特別支援学校と小・中・高等学校を一体的に運営する学校モデルの構築など**計画的・継続的な交流及び共同学習の実現に向けて、国・都道府県等が先導的な施策**に取り組むことを期待
- 発展的な交流及び共同学習に向けては、**双方の学校間の丁寧な調整**に取り組むことが必要

- 以下の趣旨について、改めて国において示すことが必要
 - 通常の学級に障害のある児童生徒等が数多く在籍しており、**相互に正しい理解と認識を深めることが期待**されること
 - 特別支援学級の子供たちと通常の学級の子供たちが交流及び共同学習を通じた協働的な学びを進めることで、**相互理解や認識が深まることが期待**されること
 - 特別支援学級の子供たちが必要な配慮を受けることなく多くの時間を通常の学級で学んでいる場合には、**学びの場の変更を検討すべき**であること
- 交流及び共同学習は、学校行事や学級活動をはじめとする**特別活動においても、一層重視**することが必要